

第 2 回定例会

# 南部町議会会議録

## ( 予算特別委員会 )

平成18年3月13日 開会  
平成18年3月14日 閉会

南部町議会

## 第 2 回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

### 第 1 号 ( 3 月 1 3 日 )

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
散会の宣告	6 5

### 第 2 号 ( 3 月 1 4 日 )

出席委員	6 7
欠席委員	6 7
説明のため出席した者の職氏名	6 8
職務のため出席した者の職氏名	6 8
開議の宣告	6 9
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第76号から第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
閉会の宣告	121
署名	123

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成18年3月13日（月）

出席委員（40名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
25番	川守田 稔君	26番	佐々木 金嘉君
27番	工藤 久夫君	28番	坂本 正紀君
29番	馬場 忠靖君	30番	河端 幸蔵君
31番	相田 耕作君	32番	山口 博个君
33番	沼畑 繁君	34番	小笠原 義弘君
35番	佐々木 元作君	36番	伊達 一夫君
37番	金沢 和夫君	38番	小田原 長一君
39番	東 寿一君	41番	西塚 芳弥君
42番	野田 清八君	43番	佐々木 由治君

欠席委員（3名）

21番	沖田 周藏君	24番	滝田 米作君
40番	宮野 正君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	総務課長	馬場 宏 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	大久保 均 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	坂本 勝二 君
環境衛生課長	神山 不二彦 君	農林課長	西塚 友雄 君
商工観光課長	有谷 隆 君	建設課長	西野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川井 和男 君	名川総合サービス課長	田村 淑延 君
南部総合サービス課長	山口 裕貢 君	出納室長	坂本 與志美 君
名川病院事務長	堀合 悦夫 君	老健なんぶ事務長	相馬 紘司 君
市場 長	堀内 誠悦 君	教育 長	佐藤 恵吾 君
学務課長	佐々木 秀雄 君	社会教育課長	工藤 光行 君
農業委員会事務局長	後村 森夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	中野 雅司	主 幹	板垣 悦子
主 査	岩間 孝幸		

○事務局次長（中野雅司君） さきの議会本会議におきまして、議長より予算特別委員会の招集がございましたので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

---

#### 臨時委員長紹介

○事務局次長（中野雅司君） 委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっております。また、委員長及び副委員長がともにいないときは、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

したがいまして、出席委員の中では工藤和夫委員が年長でございますので、ご紹介申し上げます。工藤和夫委員は臨時委員長席にお願いいたします。

（臨時委員長 工藤和夫君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいまご紹介をいただきました工藤和夫でございます。本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいまの出席委員数は39人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

#### 委員長の互選

○臨時委員長（工藤和夫君） 委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員長に金沢和夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました金沢和夫君を予算特別委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長に金沢和夫君が選任されました。

ただいま予算委員長に選任されました金沢和夫君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。金沢和夫君、委員長席にご着席を願ひます。

(金沢和夫君 委員長席に着く)

○委員長(金沢和夫君) おはようございます。ただいま予算特別委員長に選任されました金沢和夫でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

## 副委員長の互選

○委員長（金沢和夫君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員会副委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました。坂本正紀君を予算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま予算特別委員会副委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席をされておりますので、本席から当選の告知をいたします。

---

議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） これより付託事件の審議に入ります。



本委員会に付託されました事件は議案第61号から議案第80号までの平成18年度一般会計及び特別会計予算であります。本日は、議案第61号を審議いたします。議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算を議題といたします。歳入歳出予算を一括して説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） それでは、平成18年度一般会計予算の説明に入る前に、予算編成についての概要をご説明申し上げます。

予算編成の概要であります。南部町としての実質的に最初の予算になることを全職員が認識し、新町建設計画、合併協議会における決定事項及び業務統合作業の結果等を的確に反映し、新町民の負託にこたえられるものとなるよう留意した編成となっております。大都市圏においては、景気が上向きの傾向に転じてきたと言われ、税収が増収となっておりますが、当町を含め地方の小規模な自治体にあっては、依然として厳しい経済情勢であります。税収の増収が見込めない状況が続いております。当町においての町税は、3年に1度の評価替えに伴う固定資産税の減により、3.5%、金額にして4,837万円の大幅な減額となっております。自主財源に乏しい当町にとって、三位一体改革の推進及び制度改正により、一般財源の大宗を占める地方交付税は国の地方財政計画では5.9%の減となっております。さらに、地方交付税の減額分を補てんしてきた臨時財政対策債も9%の減と示されております。これを当町への交付額ベースで試算したところ、平成17年度旧町村合算決算額に対して、金額にして地方交付税では約3,100万円の減額、臨時財政対策債においては同じく金額にして約5,300万円の減額として計上しているところであります。このことから、財源不足は基金の取り崩しを余儀なくされ、非常に厳しい財政状況が続いております。このように、非常に厳しい財政状況での予算編成となりましたが、経常的な事務経費を中心に、歳出の徹底見直しによる経費の削減を基本に、ハード、ソフトの事務事業を厳選し、予算編成に取り組んだところであります。特に建設事業につきましては、継続事業を主体として、補助事業による事務執行を最優先とし、18年度以降の財政負担となる町債の発行による単独事業を極力抑えての編成となりました。その結果、平成18年度一般会計の総額は、歳入歳出ともそれぞれ97億900万円で、17年度、旧町村当初予算合算額合計と比較し、率で3.2%の減、額にして3億2,285万1,000円の減額となっております。

それでは、平成18年度南部町一般会計の予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き

ください。議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算。平成18年度南部町一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ97億900万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表、地方債」による。一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる事項は、南部町財務規則に定めるところによる。平成18年3月7日提出、南部町長、工藤祐直。

2ページをお願いいたします。第1表でありますけれども、歳入歳出の予算、歳入について説明申し上げます。1款、町税につきましては、13億2,609万3,000円となっております。構成比率でいきますと13.7%であります。2地方譲与税3億3,290万となっております。3.4%に当たります。利子割交付金1,160万円であります。0.1%であります。配当割交付金98万4,000円となっております。5株式等譲渡所得割交付金54万7,000円あります。6地方消費税交付金2億1,240万円あります。2.2%であります。7自動車取得税交付金6,700万円あります。0.7%であります。8地方特例交付金2,330万円、0.2%であります。9地方交付税44億7,040万円あります。46.0%であります。10交通安全対策特別交付金370万円あります。11分担金及び負担金9,251万1,000円あります。1.0%に相当します。12使用料及び手数料1億2,757万円あります。1.3%であります。13国庫支出金4億5,863万3,000円で、4.7%であります。

4ページをお願いいたします。14県支出金5億7,280万7,000円、5.9%であります。15財産収入6,212万1,000円、0.6%であります。16寄附金1,000円、17繰入金5億7,151万5,000円、5.9%であります。18繰越金5,000万円ちょうどであります。0.5%であります。19諸収入2億3,191万8,000円、2.4%であります。20町債10億9,300万円、11.3%であります。歳入合計97億900万円あります。

次、6ページをお願いいたします。歳出、1款議会費2億2,166万4,000円あります。2.3%であります。2総務費15億5,388万8,000円、16.0%であります。3民生費19億9,456万2,000円、20.6%であります。4衛生費10億2,499万3,000円、10.6%であります。5労働費104万4,000円あります。6農林水産業費6億2,547万9,000円、6.5%であります。7商工費2億1,434万5,000円、2.2%であります。8土木費5億6,795万円、5.8%であります。9消防費4億2,785万3,000円、4.4%であります。10教育費11億1,649万6,000円、11.5%であります。

8ページをお願いいたします。11災害復旧費257万9,000円であります。12公債費19億4,267万4,000円、20.0%であります。予備費1,547万3,000円。歳出合計97億900万円となっております。

次に、9ページ、第2表、地方債であります。地方債につきましては目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を明記しております。目的だけを読み上げさせていただきます。減税補てん債から臨時対策債、合併振興基金事業債、八戸圏域水道企業団出資事業、畑地帯総合整備事業、担い手育成基盤整備事業、林道整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、町道整備事業(過疎道路)、同じく町道整備事業(特定道路)、公営住宅事業、消防防災施設整備事業、ふるさと運動公園整備事業、含めまして合計10億9,300万円を計上しております。

それでは、詳細について説明に入ります。14ページをお願いいたします。14ページ、2、歳入。1款1項町民税であります。町民税につきましては、1目個人、2目法人、合計で3億8,672万3,000円を計上しております。

次に、1款2項1目固定資産税から国有資産等所在市町村交付金及び納付金であります。合計7億6,994万4,000円を計上しております。

次に、3項軽自動車税であります。4,565万8,000円を計上しております。

4項、次のページでありますけれども、市町村たばこ税1億2,376万8,000円計上しております。合計1款につきましては13億2,609万3,000円を計上しております。対前年度比で3.5%の減となっております。減の主な理由は、町民税、軽自動車税では徴収増となっております。及びたばこ税では7月に予定されている税改正を勘案して7.5%の増額を計上しておりますが、固定資産税では3年に1度の評価替えに伴い、7.9%の減となっておりますことによるものであります。

2款1項取得譲与税1億4,400万円、2項自動車重量譲与税1億3,590万円、3項地方道路譲与税5,300万円、合計3億3,290万円で、対前年度比38%の大幅な増となっております。増の主な理由といたしまして、三位一体改革に伴う所得税から住民税の税源移譲及び18年度は所得譲与税により措置されたことによるものであります。

3款1項利子割交付金1,160万円計上しております。

4款1項1目配当割交付金98万4,000円を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金54万7,000円を計上しております。

次に、6款1項地方消費税交付金2億1,240万円を計上しております。対前年度比31%の増となっておりますが、過去3年間の実績等により増を見込んでおります。

7款1項1目自動車取得税交付金6,700万円、実績による増を見込んでおります。

8款1項1目地方特例交付金2,330万円、これにつきましては17年度決算見込みの額を勘案して計上しております。

9款1項1目地方交付税44億7,040万円の計上をしております。対前年度比7.3%の減となっております。減の主な理由としまして、平成18年度地方財政対策では出口ベースで5.3%の減でありました。しかし、合併補正や測定単位の最新の数値などを置きかえ、それを考慮して計上しております。

10款1項1目交通安全対策特別交付金370万円を計上しております。実績で計上しております。

11款1項1目災害復旧事業費の分担金、土地改良事業分担金10万円。土地改良事業分担金につきましては、相内堤ため池土砂撤去による撤去工事に伴う分担金であります。

11款2項1目民生費負担金9,240万計上しております。以上、11款合計に9,251万1,000円計上しておりますが、保育所児童措置費保護者負担金の階級区分の変更及び軽減幅縮小による増等により、対前年度比1.6%の増として計上しております。

18ページ、お願いいたします。12款1項1目総務使用料、民生使用料、衛生使用料、農林水産業使用料、商工業使用料、土木使用料、教育使用料、合計1億1,365万円を計上しております。

同じく12款2項1目総務手数料であります。それから、民生手数料、衛生手数料、農林水産業手数料、土木手数料、計1,392万円を計上しております。合計12款は1億2,757万円で、対前年度比8.1%の増となっております。理由といたしまして、共同墓地特別会計廃止に伴い、墓地使用料が新たに追加となったほか、住宅使用料等につきましては徴収強化に努めることにしたことにより計上しております。

20ページ、お願いします。13款国庫支出金、国庫負担金、1目民生費国庫負担金及び衛生費国庫負担金、計2億676万円を計上しております。

同じく13款2項1目民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金、総務費国庫補助金、計2億4,637万円を計上しております。特に2目の衛生費国庫補助金につきましては、合併浄化槽の設置基数の増を見込んでおります。そのほか総務費国庫補助金には合併市町村補助金を計上しております。

13款国庫支出金、3項国庫委託金、1総務費国庫委託金35万1,000円、民生費国庫負担金514万3,000円、計549万4,000円となっております。13款合計4億5,863万3,000円で、対前年比13.7%となっております。増の理由としまして、合併市町村補助金、公営住宅整備事業補助金の増によるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金1億6,784万8,000円から、22ページをお願い

いたします。衛生費県負担金899万1,000円、計1億7,683万9,000円。

14款、同じく県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金につきましては、市町村合併支援特別交付金を計上しております。2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金、4目農林水産業費県補助金、これにつきましては果樹振興支援補助金等を計上しております。

次のページをお願いいたします。5目教育費県補助金、6目土木費県補助金、7目商工観光費県補助金、計3億1,870万5,000円を計上しております。

同じく14款県支出金、県委託金、1目総務費県委託金、2目農林水産業費県委託金、3労働費県委託金を計上しております。計7,726万3,000円で、14款合計で5億7,280万7,000円となっております。対前年度比6.1%の増となっております。増額の主な理由は、合併支援特別交付金、農業集落排水促進事業補助金の増によるものであります。

15款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、利子及び配当金、計1,328万3,000円を計上しております。

同じく2項財産売払収入、不動産売払収入4,883万8,000円を計上しております。15款合計6,212万1,000円で、対前年比18.2%の減であります。減額の主な理由としまして、住宅用地特別会計の廃止に伴い福田、小沢田団地3区画、法師岡団地5区画、森越団地の4区画の分譲販売金を計上しておりますが、販売価格の差及び面積の差により減となっております。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1,000円を計上しております。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目ポートピア交付金事業特別会計繰入金、2工業地造成事業特別会計繰入金、26ページをお願いいたします。3財産区特別会計繰入金、計43万5,000円を計上しております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1財政調整基金繰入金、2減債基金繰入金、3公共施設整備基金繰入金、地域福祉基金繰入金、5ふるさと創生基金繰入金、6ふるさと活性化基金繰入金、7下水道事業償還基金繰入金、計5億7,108万円を計上しております。17款合計で5億7,151万5,000円で、対前年度比29.3%の減となっております。減の主な理由としまして、歳出の減によるものであります。

18款1項1目、繰越金5,000万円を計上しております。17年度決算見込みを精査し計上いたしております。

19款諸収入、1項1目延滞金147万2,000円を計上しております。

19款2項1目預金利子1万円を計上しております。

同じく19款3項1目商工業費貸付金収入1,300万円を計上しております。2教育費貸付金収入

1,870万4,000円、計3,170万4,000円を計上しております。

19款4項1目運送収入費544万5,000円を計上しております。これは里バス運賃収入であります。

28ページをお願いいたします。滞納処分費1,000円、弁償金、3雑入1億9,228万8,000円を計上しております。この主なものは交付税再配分の1億648万円及び原子燃料サイクル事業推進特別対策事業4,440万円であります。計1億9,229万円を計上しております。

同じく19款6項1目農業費受託事業収入99万7,000円を計上しております。19款合計2億3,191万8,000円となっております。対前年度比6.8%の増となっております。増の主な理由は、先ほど申し上げました原子燃料サイクル事業推進特別事業対策事業等の計上によるものであります。

20款1項町債、1目総務債、2目衛生債、3目農林水産業債、次の30ページをお願いいたします。4目土木債、5目消防債、6目教育債、計10億9,300万円計上しております。減税補てん及び臨時財政対策債については、平成18年度地方財政対策によりそれぞれ19%、9.8%の減と示されたことから、それぞれ適正額を計上したことによるものであり、またその他普通建設事業分の地方債では公営住宅整備事業分で増額となるものの、対前年比3.4%減として3,860万円の減額としております。

次、31ページ、お願いいたします。3、歳出であります。1款議会費、1項議会費、1目議会費2億2,166万4,000円ありますが、議員報酬及び職員給与手当等を計上しております。

なお、14節の使用料及び賃借料につきましては、事務機器の、ここの会場の放送設備の賃借料を計上しております。

次のページ、お願いいたします。同じく2款1項1目一般管理費、職員の給与及び負担金を計上しております。2目文書広報費1,042万5,000円、11節の需用費、印刷製本費、広報印刷等を計上しております。

34ページをお願いいたします。3目財政管理費613万5,000円を計上しております。主に財務会計システム保守点検及びリース料であります。4目財産管理費1億6,623万4,000円を計上しております。主に本庁及び名川、南部分庁舎の管理業務費及び18節の備品購入費、行政バス購入費等を計上しております。

36ページをお願いいたします。5目企画費1億522万円を計上しております。職員の給料のほか、総合振興計画策定及び町内循環バス運行調査業務委託費を計上しております。6目総合サービス費2億1,407万円、総合サービス課の給与、職員給与のほか、ふれあい交流プラザの管理運営費等を計上しております。

38ページをお願いいたします。7目交通安全対策費300万9,000円、交通安全協会の負担金等で

あります。8目防犯対策費766万3,000円を計上しております。11節需用費であります。光熱水費として522万計上しております。これは、合併調整にありますように、街路灯の電気料の町負担分を計上しております。また、防犯協会への補助金等も計上しております。9目自治振興費1,586万9,000円であります。行政委員の報酬及び集会施設管理費等を計上いたしております。10目地域交通対策費4,166万5,000円あります。多目的バス運行委託料を計上しております。

40ページをお願いいたします。11目情報化推進費3,740万3,000円を計上しております。情報システムの保守の委託料等でございます。12目15万円、諸費であります。13目財政調整基金5万3,000円、減債基金10万3,000円、公共施設整備基金3万円、地域福祉基金1万円、ふるさと創生基金1,000円、ふるさと活性化基金2,000円、特別導入基金費1,000円、下水道事業債元利償還基金費7,250万円、小林奨学基金費1万円、教育振興基金1,000円、土地開発基金3,000円、合併振興基金1億7,300円をそれぞれ積立金として計上しております。

42ページ、お願いいたします。2款2項1目税務総務費であります。職員の給料のほか、システム料を計上しております。

なお、13節委託料でありますけれども、固定資産評価替に伴う基礎資料作成業務委託鑑定評価業務委託を計上しております。2賦課徴収費340万9,000円、納税通知書印刷製本費等であります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳3,991万円を計上しております。委託料としまして住民ネットワークシステムコンピューター保守点検料等を計上しております。

次、44ページをお願いいたします。2款4項選挙管理委員会費684万9,000円を計上しております。職員の給料等であります。2目南部町農業委員会委員選挙費1,149万4,000円を計上しております。選挙事務にかかわる事務費等であります。3目青森県議会議員一般選挙費351万9,000円を計上しております。青森県議会議員選挙準備事務費経費であります。

2款5項1目統計調査費、統計事務経費であります。

46ページをお願いいたします。2款6項1目監査委員費105万円を計上しております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億8,231万2,000円計上しております。職員の人件費のほか町社会福祉協議会等への負担金であります。2目住民生活費2億4,891万2,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の南部町遺族会への補助金、28節繰出金、国民健康保険特別会計の繰出金等であります。3目老人福祉総務費2億126万2,000円を計上しております。13節の委託料の縦覧点検委託料等であります。また、28節繰出金老人保健特別会計の繰出金であります。4目老人福祉費3億3,717万4,000円を計上しております。主なものは、

13節委託料、食の自立支援事業、高齢者温泉保養館利用料、地域福祉推進設置費、19節負担金及び交付金、単位老人クラブ運営費、老人クラブ連合会等の補助金、20節扶助費につきましては養護老人ホームの扶助費等を計上しております。

50ページをお願いいたします。5目老人福祉施設費8,502万8,000円ではありますが、福祉センター4カ所、拠点施設、げんき館、計6施設の管理料及び介護老人保健施設特別会計の繰出金であります。6目障害者福祉費3億3,719万9,000円を計上しております。13節委託料、障害者福祉計画等の委託料を計上しております。20節扶助費につきましては、重度心身障害者医療費及び身体障害者居宅生活支援事業費等を計上しております。

52ページをお願いいたします。7目国民年金事務費ではありますが、20万5,000円を計上しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費ではありますが、1億2,821万円を計上しております。20節の扶助費が主なものであります。2目保育所費3億9,325万3,000円を計上しております。保育園3園分の管理運営費であります。

次に、55ページをお願いいたします。3目児童館費5,694万4,000円を計上しております。5児童館の施設管理運営費であります。

次に、56ページをお願いいたします。4目学童保育費2,327万円を計上しております。学童保育につきましては、旧福地2カ所、旧南部2カ所、旧名川3カ所、計7カ所分の施設運営費であります。

3款3項1目災害救助費79万8,000円を計上しております。

次に、4款1項保健衛生総務費ではありますが、1億1,513万2,000円を計上しております。主に職員の人件費及び8節の報償費であります。

次に、58ページをお願いいたします。2目保健衛生施設費3,976万9,000円を計上しております。保健福祉センターの施設管理費等であります。3目予防費3,716万8,000円を計上しております。

60ページをお願いいたします。13節委託料ではありますが、乳幼児の各種健診の委託料を計上いたしております。4目老人保健対策費8,076万7,000円を計上しております。主に13節委託料、住民健診の委託料であります。

なお、住民健診に関する資料はお手元に配付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次の61ページであります。5目母子保健費1,075万7,000円を計上しております。13節委託料、住民健診委託料でございます。6目精神保健費23万5,000円を計上しております。

次の62ページをお願いいたします。7目病院費1億598万円の計上であります。19節負担金補



助及び交付金であります。名川病院の負担金であります。8目環境衛生費9,409万7,000円を計上しております。長谷霊園、福地共同墓地管理委託費等であります。

なお、19節負担金及び交付金につきましては、日本さくらの会5,000円、八戸圏域水道企業団事業への負担金、また次のページの補助金であります。福地さくらの会、早稲田共同墓地土どめ工事の事業費負担であります。この早稲田共同墓地につきましては、旧南部町にある施設の土どめ工事への負担であります。24節投資及び出資金3,406万7,000円は八戸圏域水道企業団へ出資金であります。

4款2項1目じんかい処理費5,682万5,000円ではありますが、主なものは13節委託料でありまして、旧大平財産区不燃処分処理場の調査等の委託料であります。2目環境整備事務組合費1億3,002万6,000円ではありますが、19節負担金補助及び交付金の負担金、し尿処理場等への負担金であります。3目じんかい処理事務組合費3億3,559万8,000円の計上をしております。19節負担金補助及び交付金の負担金でありまして、じんかい処理運営費、じんかい処理建設費、リサイクルプラザ管理運営費等であります。

次の64ページ、お願いいたします。6目排水施設費1,863万9,000円ではありますが、主にあかね、東あかね団地処理場施設管理業務委託であります。

5款1項1目労働諸費ではありますが、104万4,000円を計上しております。

次の65ページをお願いいたします。6款1項農業費、1目農業委員会費であります。主に職員の人件費等を計上しております。

66ページをお願いいたします。2目農業総務費ではありますが、1億696万8,000円を計上しております。職員の給与、人件費のほか19節負担金補助及び交付金で馬淵川漁業協同組合並びになまぐ養殖出荷組合の補助金であります。3目農業振興費3,604万4,000円を計上しております。主なものは19節負担金補助及び交付金でありまして、各イベントへの実行委員会の補助等を計上しております。そのほか野ネズミ駆除につきましては、全町に拡大するための予算を計上しております。

次に、68ページであります。4目稲作振興費662万9,000円を計上しております。主なものは、19節負担金補助及び交付金であります。補助金といたしまして水田営農確立事業、水田農業経営確立助成事業、加工米出荷支援事業、水稻いもち、稲こうじ病防除対策費等については、全町に拡大するため計上をしております。5目果樹振興費4,812万5,000円計上しております。主なものは、19節負担金補助及び交付金4,661万円、あと果樹振興支援事業、強い農業づくり交付金事業等を計上しております。6目畑作振興費497万2,000円を計上しております。主なものは、あお

もり「冬の農業」施設整備事業対策事業費であります。7 畜産振興費177万4,000円を計上しております。

次のページ、70ページをお願いいたします。主なものは19節負担金補助及び交付金であります。田子高原広域事務組合の負担金、補助金としましてクリーンな畜舎環境整備業を計上しております。8 目農業観光振興費537万1,000円であります。主なものは11節需用費であります。印刷製本費として観光パンフレットの印刷製本費及び13節委託料としましてグリーンツーリズム関係団体視察研修等を計上しております。

71ページをお願いいたします。9 目達者村モデル事業費820万3,000円あります。19節負担金補助及び交付金の負担金、農業インタープロジェクト運営協議会の負担金等あります。10目農業施設費1,011万4,000円あります。主なものは農村環境センター福寿館、ふれあい農園、ふるさと物産館、小波田、相内農業研修センター、加工センターの各施設の施設管理経費であります。

72ページをお願いいたします。11目農村整備費 1 億2,698万円あります。主なものは15節工事請負費として相内堤ため池土砂排除事業、17節公有財産購入費としまして県営畑地帯総合整備事業等を計上しております。12目農業集落排水事業 1 億9,688万4,000円あります。農業集落排水事業特別会計繰出金であります。13目花卉振興費18万8,000円を計上しております。

次の74ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目林業総務費1,542万3,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金、森林整備地域活動支援事業費等を計上しております。

次の75ページであります。2 目林業振興費1,648万6,000円を計上しております。主なものは、13節委託料、測量設計業務委託、林道維持管理費等を計上しております。測量設計する場所でございますが、林道長谷線及び夏井沢線であります。15節工事請負費につきましては、1,348万円を計上しております。同じく林道長谷線及び夏井沢線の工事費でございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費 1 億209万1,000円を計上しております。職員の人件費及び19節負担金補助及び交付金で、次のページをお願いいたします。76ページになります。南部町商工会への補助等を計上しております。21節には貸付金としまして中小企業特別保証制度裏づけ預託金を計上しております。2 目観光費2,108万円の計上であります。主なものは9 節負担金補助及び交付金のイベント等への補助金であります。3 目観光施設費5,617万4,000円あります。チェリリン村、アヴァンセふくち、長谷ぼたん園、バーデハウスふくち、勤労者野外活動名川センターハウス等の施設管理経費であります。

78ページをお願いいたします。4 目市場費であります。3,500万円を計上しております。町

営地方卸売市場特別会計繰出金であります。

79ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費であります。8,930万7,000円計上しております。主に職員の人件費等であります。

8款2項道路橋梁維持費6,165万1,000円を計上しております。主なものは、11節需用費、光熱水費であります。町内街路灯の電気料、町負担分を計上しております。

次のページをお願いいたします。15節工事請負費であります。あかね団地内道路舗装工事、沖田面62号線道路維持工事、相西川河川改修工事ほか道路維持補修工事を計上しております。

2目道路橋梁新設改良費2億3,127万円を計上しております。主なものは、工事請負費として青鹿長根線道路改良工事、あかね線土地改良1種工事、下羽黒線、二号尻引河原線、二号小渡線道路改良工事等の工事費を計上しております。公有財産購入費につきましては、平野場下名久井野場線、宮野小波田線、高橋片岸線等の公有財産を計上しております。

81ページをお願いいたします。8款3項1目公園管理費1,296万8,000円ありますが、公園管理費の業務委託を計上しております。主に旧福地村にありますふれあい公園ほか5カ所の委託料を計上しております。

8款4項1目下水道整備費1,742万7,000円につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

8款5項1目住宅管理費575万4,000円ありますが、82ページをお願いいたします。主なものは、公営住宅管理業務費であります。2目住宅建設費1億4,664万8,000円を計上しております。主なものは、委託料、住宅設計監理費、測量設計費及び15節工事請負費、公営住宅建設工事費であります。この工事につきましては、第2苫米地駅前団地工事費、委託料の測量設計につきましては、ひろば台団地の測量設計委託料であります。

次に、83ページ、お願いいたします。8款6項宅地造成費291万5,000円計上しております。主なものは、13節委託料として190万円、森越団地境界確定測量業務委託であります。

9款1項1目常備消防費3億2,055万円計上しております。負担金として八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金であります。2非常備消防費7,891万5,000円を計上しております。

84ページをお願いいたします。主なものは、15節工事請負費、消防拠点施設新築工事並びに18備品購入費として計上しております。3防災費2,838万8,000円計上しております。主なものは、13節委託料として防災無線保守点検費、地域防災計画作成業務、防災基礎アセスメント作成業務委託等を計上しております。

10款1項1目教育委員会費131万円を計上しております。各種委員の報酬等であります。2目

事務局費 2 億402万2,000円を計上しております。

86ページから87ページをお願いいたします。13節委託料としまして小学校国内交流費、中学校海外研修費等を計上しております。

次に、88ページをお願いいたします。同じく19節であります。特色ある学校経営事業費及びクラブ活動推進事業費に対するの予算計上もしております。これらは、全町小中学校へ拡大するものであります。21節貸付金につきましては、奨学資金の貸付金を計上しております。

10款 2 項 1 目学校管理費 1 億524万1,000円を計上しております。これにつきましては、8 小学校の施設の管理費等でございます。

次に、90ページをお願いいたします。2 目教育振興費1,698万2,000円ではありますが、扶助費として要保護、準要保護児童援助費を計上しております。

10款 3 校 1 目学校管理費ではありますが、中学校施設管理費を計上しております。

次に、93ページをお願いいたします。2 目教育振興費2,279万3,000円を計上しております。中学校 4 校分の需用費、扶助費等を計上しております。

次に、94ページをお願いいたします。10款 4 項 1 目幼稚園管理費6,276万3,000円を計上しております。職員の人件費のほか各施設の管理費を計上しております。2 目教育振興費606万3,000円を計上しております。19節の負担金補助及び交付金ではありますが、私立幼稚園就園奨励費等を計上しております。

96ページをお願いいたします。10款 5 項 1 目社会教育総務費 1 億4,626万円計上しております。職員の給料、人件費のほか、19節負担金補助及び交付金として子ども会育成連絡協議会への補助金を計上しております。2 目公民館費ではありますが、2,307万7,000円を計上しております。施設管理費の計上であります。

次に、99ページをお願いいたします。3 目社会教育施設費ではありますが、1,295万円を計上しております。南部芸能伝承館、町民ホール、町民図書館の各施設の管理費であります。4 文化財保護費であります。2,809万7,000円を計上しております。

100ページをお願いいたします。17節公有財産購入費及び19節負担金補助及び交付金の補助金を計上しております。特にここは史跡聖寿寺跡の公有化事業に伴う経費を計上しております。

10款 6 項 1 目保健体育総務費であります。職員給料及び人件費のほか、次のページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金としまして各種大会への参加費の補助金を計上しております。2 目保健体育施設費であります。8,625万1,000円を計上しております。B & G 海洋センター、南部町民体育館、福地運動公園同じく福地体育センター、福地アイスアリーナ、福地町民プール、

運動公園の各施設の管理費を計上しております。

同じく104ページであります。保健体育施設整備でありますが、1億5,000万円を計上しております。これはふるさと運動公園整備事業費であります。

105ページをお願いいたします。10款7項1目給食センター管理費1億2,253万7,000円計上しております。これは給食センター3カ所施設分の特別会計の繰出金であります。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費であります。131万6,000円計上しております。主に農業施設応急工事費であります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費126万3,000円を計上しております。主に土木災害応急工事費であります。

12款1項公債費、元金16億1,603万1,000円、利子3億2,664万3,000円を計上しております。合計しまして、次のページをお願いいたします。19億4,267万4,000円であります。これにつきましては、3%の対前年比増になっております。

13款1項1目予備費であります。1,547万3,000円を計上しております。

次に、117ページをお願いいたします。地方債の前年度末における現在高並びに年度末及び当該年度末における残高の見込みに関する調書であります。1普通債から始まりまして災害復旧債、前年度末現在見込額は190億2,493万3,000円でありまして、当該年度末現在見込額、一番右側になります。185億190万2,000円となりまして、5億2,303万1,000円の減となっております。

以上、議案第61号、平成18年度一般会計予算について、歳入歳出をご説明申し上げましたが、ご質問に応じまして担当課長より事務事業の内容について詳細にご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（金沢和夫君） 一般会計予算の説明が終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

（午前11時10分）

○委員長（金沢和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

○委員長（金沢和夫君） これより質疑に入りますが、質問される方は挙手と同時に議席番号を告げて、質問する予算書のページを述べてから質問をお願いいたします。

なお、質疑の方法は、歳入は一括で質問を受けます。歳出は、1款から13款まで、各款ごとに順次質問を受けます。

それでは、一般会計予算、歳入の質疑に入ります。14ページ、1款町税から30ページ、20款町債までを一括して質問を許します。質疑ありませんか。12番。

○12番（工藤幸子君） 今長時間にわたって財務課長さんからご説明がありました。歳入に関してまずは、予算がおおよそ100億ということで、私も、いや、すごいなと思っておりましたけれども、しかし歳入に関しては経緯を、これから進展していく上でいろいろ変化、変動があるかとも思います、一応予算ですので。例えば歳入が97億幾ら、100億という金額が出ました。しかし、これは町民税ですとか、あるいは補助金、国庫支出金、あるいは県支出金、それからさまざまな負担金ですとか助成金ですとか、そういうふうなものを含めてこの金額ですけれども、町民税は優に1割5分ということで、大変自主財源的なものが少なくて、そうしますといろんな情勢ですとか、それから町債の問題もありますけれども、そういうもろもろも含めまして、町債とか公債費とか、こういう状況のものが恐らく3割ぐらいを呈しているのではないかなということで、そうするとこの7割の予算といたしますか内容で、これ1時間もかかるこのような歳出に対応していけるのか、そして変動があった場合にどのような施策を考えているのか、直に何かあっても県とか国とかはそれに助成を納得しないまま過ごすというわけにはいかない。そうした場合に、町民税にその負担がかかっていかないのか、町民の一番懸念している部分を直撃するのではないか、このようにも考えております。その歳入に関して、ちょっとまた歳出も含む部分も出てきますけれども、それらのことを考え合わせますと、財務課長さんは長時間説明していますので、町長さんにお伺いをしたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今18年度のまず予定の予算ということで提出したわけですが、当然歳入の場合においても変動はあります。そのために年4回の議会がありますし、必要であれば臨時議会も開催していかなければなりません。その状況を見ながらまた予算の整合性を図っていくということになっていくわけでございます。歳入がふえれば歳出もふやすことができますし、歳入が減るようであれば歳出を減らさなければならない、ではどこの部分を今度は減らすかというこのバランスを考えていかなければならないわけでございます。そういう部分を今回初めての年間の

予算の提出ということで、細かい部分については恐らくまだまだ動き出してからそういう変動があると思います。ただ、歳入が少なくなったから、それを町税にすぐ課税させたと、こういうこともこれはできないでしょうし、今回の予算編成に当たっても基金の取り崩し、5億以上やっているわけです。本来であれば、基金は何かの特別な事業のときに取り崩ししながら、計画を持ってやっていくというスタイルになれば一番いいのですが、提案理由のときも申し上げておりますが、おおよそ10億から12億の歳入のずれがもう新年度予算で生じているわけでございます。そのために基金も取り崩さなければならぬ、その分住民サービスも一気に低下もできないということで、大変な予算の編成になっております。ですから、今後いろいろな国、県の動向をしっかりと見ながら、それに伴いながら、当然見直しというのあり得ると思っておりますが、できるだけ町民にはご負担にならないように。ただ、一部によってはこれから、特に国保、老人保健、介護保険等、この部分というのを見直しをしていかなければ、合併協議会でも具体的な部分を協議していませんでしたから、そういうのをしっかりと協議しながら進めてまいりたいと、こう思っております。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。20番。

○20番（立花寛子君） ページは14ページ、歳入であります。1款1項1目2節、1款1項2目2節についての質問であります。まず初めに合併前の町民の皆さんの考え方なり受け取り方というものをちょっと述べさせていただきます。合併すると南部には会社があるから税収が上がるとか、福地には教員職員があるからたくさん税収が見込まれると言っている方がおられました。実際はどうなのでしょう。個人市町村民税、法人市町村民税について、また固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、入湯税の概要についてご説明いただき、地方税から見た全体の南部町の税に関する特徴はどのように分析されておられるか、お聞きしたいと思います。関係課長でいいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、市町村民税、それから固定資産税、それから軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、入湯税の概要についてご説明いたします。市町村民税でありますけれども、これについては

個人市町村民税と法人市町村民税の二つに分かれております。個人市町村民税につきましては、1月1日現在において市町村に住所を有する個人に対して課税することになってございます。そして、均等割と所得割に区分されてございます。均等割額でございますが、所得の多少にかかわらず、一定の税額、3,000円を課税することになってございます。それから、所得割につきましては、所得金額を基礎として算定することになってございます。それで、税率は200万円までの部分が3%、それから200万円から700万円までの部分が8%、700万円以上の部分が10%となっております。それから、法人の市町村民税でございますが、これは町内に事業所、それから事務所等を有する法人に対して課税することになってございます。これも均等割と法人税割に区分されてございます。均等割につきましては、所得の有無にかかわらず、一定の金額を課税することになってございます。これはその会社、事業所との資本等の金額と従業員者数に基づいて9段階に分かれてございます。まず、一つは、1号法人ということで、資本等の金額が500億円を超える法人で、事業所等の従業員数が50人を超えるものは300万円となっております。それから、2号法人として、資本金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業員数が50人を超えるものは175万の定率、標準税率になってございます。それから、3号法人でございますが、資本等の金額が10億円を超える法人で、事業所等の従業員数が50人以下であるものが41万円、それから4号法人、資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業員者数が50人を超えるものが40万となっております。それから、5号法人ですが、資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業員者数が50人以下であるもの、16万でございます。それから、6号法人、資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、従業員、従事者数が50人を超える会社は15万円となっております。それから、7号法人、資本等の金額が1,000万を超え1億円以下である法人で、従業者数が50人以下であるものの会社が13万となっております。それから、8号法人でございますが、資本等の金額が1,000万以下である法人で従業員数が50人を超えるものが12万円になってございます。それで、9号法人ということで、今1号から8号法人まで申しあげました法人以外ということで、金額が5万円になってございます。

それで、一応町内には、今申しました1号と2号法人につきましては該当事業所がないということになってございます。それで、参考までですが、税額41万円の3号法人が12件ほど、それから40万の4号法人が2件、それから16万円の5号法人で8件、15万円の6号法人が2件、それから13万円の7号法人が53件、それから12万円の8号法人が1件、それから5万円の9号法人が212件の一応南部町で事業所、事務所等が大体290件があるのかなということで、当初予算で一応これらを見込んで計上してございます。



それから、あと法人税割につきましては、法人税額ということで確定申告をいたします。それに基づいて国税の法人税を納付した額をもとに算定することになってございます。それで、この法人税割につきましては、ここ数年間今なお続く景気の低迷によるということで、法人税率が伸び悩んでいる状況下にあります。これは景気が回復し、業績が好転すると、おのずからと税収が伸びてくるのかなという感じを持ってございます。

それから、あと固定資産税につきましては、1月1日現在において市町村内に所在土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税することになってございます。税額は固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定して、税率は1.4%となっております。

それから、軽自動車税につきましては、4月1日現在において、その市町村に主たる場所に置くものとしている原動機付自転車、軽自動車、それから小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税するものでございます。税率につきましては、種別、それから排気量等に応じて、1台当たり1,000円から7,200円までの段階となって年額で定められてございます。

それから、市町村たばこ税につきましては、税率は1,000本につき2,977円ということで課税をしてございます。

それから、鉱産税につきましては、これは恐らく我が南部町には該当がないと思いますので、省略いたします。

それから、入湯税につきましては、入浴客の1人1日150円ということで課税をしていくことになってございます。

それから、やはり新南部町の中で税の状況を見ていくということも言われましたけれども、先ほど来いろいろ話ししてありますとおり、景気等の低迷によりまして、税率等の収納率が年々下がる傾向にあると。そして、また今回3町で合併いたしましたので、地域的にも広範囲になってきているということで、若干ではあります、税収の収納率が下がっていくのではないかなという感じをしてございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今の説明をもとにお聞きしますけれども、町税、個人の滞納繰越分345万5,000円についてであります、これは2005年度末までの滞納繰越分の何%に当たり、2005年度

末の滞納繰越分は幾らになっているのでしょうか。今までのよく決算書に出ていく収入未済額などを3町村で合計して、その中からこのぐらいはいただけるのではないかなというような数字が挙がっていると思いますが、その滞納繰越金の総額をお知らせしていただきたいと思います。また、同様に法人滞納繰越金についても同様でございます。また、世帯数もわかりましたらお願いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 町民税、1目個人税の2節滞納繰越分でございますが、全体の金額が2,879万5,000円ほどになってございます。それで、これの金額の徴収率を12%と見込んで、予算に提示してあります345万5,000円を計上してございます。それから、世帯数につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど議員の方にお知らせをしたいと思います。

それから、法人滞納繰越分でございますが、一応滞納繰越分の金額が542万8,000円ほどになってございます。それで、徴収率を10%と見込み予算に計上してある54万2,000円を見込んで計上してございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今全体の数字が少しずつわかってまいりましたが、次に町長にお伺いしたいと思います。

今まで町県民税はそんなに高くないなどという話が出ておりましたけれども、町県民税の負担も多くなっていることがわかります。不納欠損は何年で認めていただけるのでしょうか。払いたくても払えない世帯では、不納欠損にして新たな気持ちで納税していただくことは大変意義のあることではないでしょうか。この点町長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 不納欠損の場合は基本的に一応5年というふうに定められているはずでございます。そして、さっきの部分にも戻りますが、町民税の場合に町の分が1.4%と、こう自

治体で決められているものでございます。そういう部分で、税率についてしっかりと法律に基づいていかなければならないだろうと、このように思っております。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） この町県民税に対しては、条例に町長が定めるならば減免することができるといふ項目が載っていると思いますので、ぜひこの項目を生かして、無理のない徴収をしていただきたいと思います。各関係課長にお伺いいたしますけれども、滞納されている方への対応はぜひ親切に、精魂込めてお話を聞くなり、プライバシーが保たれるように部屋などを用意して、また役場に行くにも町内から役場に勤めている方がおられると、どうも行きづらいなどということがありますので、おうちの方に家庭訪問されるなどしていただきたいと思います。対応についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 滞納者の対応についてということでございますが、一応これまでも取り組んできたわけなのですが、今議員ご指摘のとおり、やはり我々の勤務時間ですといろいろな顔見知りの方もおるといふことで、役場の方へ出向くに来づらい方もあろうかと思っておりますので、そこらは配慮しながら、勤務終了後の時間帯で対応も考えていかなければならないのかなとは感じてございます。あとやはり納税の相談をするわけですから、議員ご指摘のとおり相談室なりを活用して対応をしてまいりたいということで考えております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 滞納整理などを負う職員の皆さんは大変だと思います。ぜひ今の説明のとおりにしていただきたいと思います。

次、進ませさせていただきます。歳入の16ページ、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税、普通交付税4億4,500万円、特別交付税4億2,540万円、どのような根拠でこの数字が挙がったのでしょうか、過大に見積もっているということはないのでしょうか、お

聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 地方交付税につきましては、国の基準等がありますので、その数値に当てはめての計算であります。それで、なお過大にということですが、先ほど説明したとおり、18年度の地方交付税の財政の対策の出口ベースでは5.9%であります。それを当町は7.3%まで下げて計算しておりますので、過大ではないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 10番。

○10番（夏坂清蔵君） 基金の繰り入れでございますが、当初予算で5億7,108万取り崩しをしておりますが、当初予算の段階で基金の残高がどの程度になるかお聞かせ願いたいと存じます。明細については後ほどでいいのですが、財政調整基金と減債基金の当初予算後の残高をお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 基金の残高であります。18年度末残高ということで、財政調整基金につきましては3億7,800万円、減債基金につきましては3億2,000万、公共施設整備基金につきましては2,200万、地域福祉基金1億2,600万円となっております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。32番。

○32番（山口博个君） 16ページ、9款地方交付税、この中の特別交付税、これは特別なことがなければいけないと思うのですが、何か特別な災害とか、その他あったのか、その中身を教えてください。

その次、21ページ、13款4目発掘調査費補助金、平良ヶ崎城跡発掘調査事業補助金、それから

史跡聖寿寺館跡公有化事業補助金、これは県からも補助金をいただいております。この中身を知りたい。

その次、27ページ、19款運送事業収入、乗り合い旅客収入、運送収益費ですけれども、今度新町になって旧名川時代にやっておったバスを新町でやるものの関連のこれはお金だと思いますが、この件については町長に尋ねたいけれども、この自動車、乗り合い自動車というのですか、町内を回るバスに関しましては、これ特別会計でやった方がいいのではないかなと、こう思うのですが、町長さんから真意をお尋ねしたい。

以上。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 乗り合いバスの場合でございますが、当然運賃の収入だけでは運行できないようになっております。区分けするに、特別会計がいいのか、一般会計で賄っていくのがいいのか、これはまたじっくり検討しなければならないと思います。特に今後予定をしております循環バスがいいのか、名川地区だけではなく福地地区、南部地区も町内をそれぞれの地区を循環するバスの方が利用者が喜んでくれるのか、そういうのも一、二年かけていかなければなりませんし、そういう部分を全体に考えながら、どちらがいいかということは判断をさせていただきたいなと思っております。今年度につきましては、一般会計予算の中でお願いをしたいと、こう考えております。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 特別交付税に関する各種事業等というご質問でしたけれども、対象項目等が結構ありまして、後でお知らせいたします、ちょっと時間かしていただきたいと思しますので、よろしいですか。お願いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 社教課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答え申し上げます。

平良ヶ崎城跡の発掘調査につきましては、国の補助金が半分、2分の1になります。県の補助

金が8%ということでありまして。それから、史跡聖寿寺館の公有化事業の補助金でございますが、国が80%、それから県が4%となっております。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博介君） 自動車の方は何だか公営企業法調べてみますと、その中で自動車事業はやっぱり特別会計かなと、そう思ったから言ったのです。今年の部分はよろしいかと思いますが。この発掘ですか、これ予算のこと言っているのではなく、どんなことをやるのですかということを知っていたつもりなのです。その事業の中身を教えていただきたい。

○委員長（金沢和夫君） 社教課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答え申し上げます。

平良ヶ崎城跡の発掘調査ですが、中世時代の発掘調査を行いまして、これ年間40日間、作業員10人でもって行うということになります。それから、公有化の方は、史跡指定になっている聖寿寺館を何年間に計画を立てていますが、18年度は1,924平米を購入したいということでございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。36番。

○36番（伊達一夫君） 不勉強なもので、字句の関係ですが、16ページの特例交付金と、さっきも出ましたが、特別交付金、特例と特別とどう違うのか、ひとつお願いします。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 特例交付金ではありますが、地方特例交付金は平成11年度の税改正によって、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律に基づいて設置されたものであります。

次に、地方交付税でありますけれども、地方交付税につきましては住民福祉の向上のため自主的に仕事を送るために、その裏づけとなるにふさわしい財源が必要であると。この財源に対して、要するに国の方から財政需要に即して必要な財源を確保するために、国民を付託する租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要の状況によって配分すると、そういう国の方からこれも配分するということです。それで、地方公共団体に当たるべく財源の一部については地方公共団体の財源調整制度として行われているものが地方交付税であるとなっております。ちょっと以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。35番。

○35番（佐々木元作君） 29ページの雑入、福地小学校販売電気料とありますが、これは例えば風力発電か何かを起こして電気を売った代金が収入になるというふうな、そう理解していいのかという、ちょっとご説明願いたいと思います。

それから、下の原子力サイクルの、これは何か事業をやることにおけるの交付金だとは思いますが、二、三で結構ですが、こういうのを対象にしていますというのあったら教えてください。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 福地小学校の販売電気料でありますけれども、学校の中に風力発電と太陽光発電があります。その要するに分をここに上げていると、それで保たれる電気料を上げているということです。小さいやつですけども、計上しておりました。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それと、原子燃料サイクル関係の助成事業でございますけれども、これ平成15年度で一たん終わって、平成16年度から5年間、各市町村に5年間で6,500万、電源三法の対象になっている市町村には5,500万と、旧福地がその対象になっていまして、5,500万で旧名川、南部が6,500万、5年間で、これを5年間の年度割りで、それぞれの対象事業で計画を出していますけれども、今回の18年度は、さっき予算のとき財務課長が説明しましたけれども、行政バス、これが旧名川分でございます。それから、あかねの道路が旧福地村分で、南部町は18年

度はお休みと。19年度はまたそれぞれ各町村に事業の計画がございます。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午後0時04分）

.....  
○委員長（金沢和夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....  
○委員長（金沢和夫君） 一般会計予算、歳出の質疑に入ります。

歳出の1款議会費、31ページから32ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の2款総務費、32ページから46ページまでの質疑を許します。20番。

○20番（立花寛子君） 32ページでございます。2款総務費1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、特別職給915万6,000円、これは何をあらわしているのでしょうか、ご説明願います。関係課長で結構でございます。

○委員長（金沢和夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 特別職の給料915万6,000円でございますが、これは町長の分だけの給料でございます。



○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 町長、月額76万3,000円、その他、助役は60万4,000円、収入役58万、教育長55万6,000円という決められた金額、これは主な特別職給の給与、報酬額を今述べたわけですが、これはこの特別職給の中には含まれないということでしょうか。ということになりますと、どちらに計上されているのかお知らせください。

○委員長（金沢和夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 予算書作成の時点では、三役、いわゆる助役、収入役、その方が決まっておりましたので、計上しておりません。もし決まりますと補正で対応ということになります。また、教育長の給料でございますが、10款の方に計上になってございますので、ごらんください。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） ところで、この総務費の中に含まれると思いますが、今まで町では何々町とか村、行政改革大綱というのを作成してまいりましたが、新町になってもこの行政改革大綱を作成することは義務づけられているのでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 行政改革大綱は当然策定するものでございまして、事務事業の業務統合では、19年度に作成ということになってございまして、それまでの間は、先般もご説明しましたけれども、町長が、集中改革プランを6月までに策定するというふうになってございます。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 町長ほか特別職の給与に関してであります。合併する、しないにかかわらず、町長の給与を引き下げて、幾らかでも税収を高めようと努力している町村を知っております。南部町長として特別職の給料、もしくは町長の給与を引き下げる考えはないのでしょうか。この金額は大変注目を集めておりまして、高過ぎるという声がありますが、どのようにお考えでしょうか、町長にご答弁を願います。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私の基本的な考え方は従来特別職含めながら、給料は三戸郡下でもって統一して郡町村会で決定をしてきております。そして、またここ10年、特別職の給料はアップしてございません。これはやはり財政状況もあるということで、従来であれば3年ごとに見直しをして、少しずつ上がってきたのが過去の経緯でございますが、10年上がってきていないということで、私は職員自体もお話をしておりますが、カットする考えを持っていない、その分働いてほしいということで、それぞれの自治体、ご事情があってカットしている特別職ありますが、私は他の町村長にもお話をしております。あたかも給料カットの競争をしているのではないのかと。あそこが何%下げた、ではそこより下げなければいけない、果たしてそれが正常な形なのかといえ、私はそう思っておりません。給料が高いというふうにご判断される町民も当然いるでしょうし、仕事内容によって決して高くないという判断の町民もおります。決して私が自分の給料を下げたくないという、そういうみみっちい考えは持っておりません。ただ、本当に給料を下げていくことによって、次の特別職、またそうなると必ず職員とか、こういうふうになっていっているわけです。別な部分で軽減していく部分はしっかりとしながら、その分職員含めしっかりと働くというのが大事であって、私は基本的にカットしていけばいいと、こういうふうな考えは持っていない一人でございます。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今限定して町長の給料に対しての私の訴えであったのですが、今合併したからこの給料でやっていってもいいというようなことにはならないと思います。なぜならば、大変な不景気で、他の一般町民、また人事院勧告で縛られている職員の給料は据え置かれる状況になっております。そういうことであれば、特別職として町長の給料を引き下げて他の分野に回

すなど、積極的な姿勢があってもいいのではないのでしょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議員にも少し勉強していただきたいと思うのは、職員はカットになっておりますが、その分、別な分で5年間の保証がされているのです。そういう部分もしっかり勉強していただいて質問してほしいなと、こう思います。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 私は、町長の給与の月額76万3,000円を中心に話をしているのであって、職員の給料を問題にしているわけではありません。ぜひ引き下げて、住民の生活を守るという態度を示していただきたい。

終わります。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博个君） 給料は労働の対価です。いただいたお金の分働かせるようにしましょう。

34ページ、この財政、財産、その管理料ですけれども、それから委託料、こういうのは毎年更新しているのではないかと思うのですが、その更新をしようとしたときの基本的な考え方、これが高いとか低いのではなく、相当年々ふえてきている。ですから、こういうのを管理する基本的な考え方、やっぱり同じところに同じ金額でやっているのではないと思いますけれども、どういう取り組み方をしているのかな。相当な、トータルにしますと、各課合わせますとリース料は、ファクスとか、それからコピーを含めて大分な金額になると思います。その辺をお聞きしたい。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 財政管理の中のシステムの保守点検料等の委託料ですけれども、これについては旧福地村の財政会計システムを導入して全町に拡大しているということで、リース期間がありますので、その期間の、当初契約した期間を上げているということでもあります。短い

のは5年、大概5年契約ぐらいですけれども、その残り分の1年契約ごとにしておりますので、1年間。5年過ぎますと、それがリース期間なくなりますので、また再度協議という形になります。ほかの項目等にもリース料が上がっておりますけれども、すべてが期間を限定したリースを設定しております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 27番。

○27番（工藤久夫君） 3点ほど質問しますけれども、35ページの13節委託料の一番最後に運転業務とございます、1,433万。このもうちょっと具体的な内容をお知らせいただきたいという点と、次の35ページ、18節の備品購入費の下の方に、行政バス3,450万と載っていますけれども、これもうちちょっと詳しく内容を聞かせていただきたい。

それから、41ページ、一番最後に合併振興基金費とございます。合併振興基金の積立金だと思うのですが。これにちょっと関連してお伺いしたいのが、たしか私の記憶だと、臨時財政対策債というのは、今年度ぐらいで基本的に終わりで、平成21年度で過疎債もなくなるのではないかと、こう言われているわけですけれども、そういう中で合併振興基金というのは今何ほでも積み立てておいた方がいいとは思いますが、今後の積み立ての計画に大きく予定の変更があるのかなのか、その辺の見通しをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 私の方から、合併振興基金についてご説明をいたします。

条例のときもご説明しましたけれども、これ合併特例事業で、学校、町村数、それから人口等で決めまして、その決まった額が17億3,000万ということで、これをどのように積み立てするかということで、財政課と協議しました。本当は単年で17億3,000万積み立てまして、その利息を運用していけばいいのですけれども、そうなりますと単年度で8,700万の一般財源が必要になるということで、10年間で均等に1億7,300万ずつ積み立てしましょうということにしまして、今回は合併特例債95%充当をしまして、このような形になってございます。70%が今年度地方交付税で償還金が交付税に算入されるものでございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 行政バスの関係でございますが、これは大型バス55人乗りを購入するものでございます。各種団体の利用、それからあれですが、財源といたしましては原子燃料サイクルの助成金3,440万充てまして購入するということになります。そして、運行につきましては、行政バス管理運営規定がございますので、それにのっとって運行するというようなことになっていきます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（長根和夫君） 今も質問がございましたけれども、41ページ、24目合併振興基金費についてお伺いします。

今も答弁もありましたけれども、10年間で17億3,000万、これ毎年均等の積み立てをするということではありますが、合併特例債にしても同じ借金になるわけです。借金をして基金を造成して、その基金運用による運用益を活用するということでもありますけれども、非常に今利息が安いとき、最近金融政策の緩和というふうな話も打ち出されてはおるようですが、いずれにしても逆ざやは変わらないわけでありまして。そういった中で、どれだけの果実が生まれてどういう形で運用できるのか。財政運営上どういったメリットが想定されるのか、お伺いをします。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 今長根委員もおっしゃいましたように、伸び率が低くて、果実をどれだけということになると思いますが、とにかく合併町村の一体性を高めるためのソフト事業に活用するということで、果実運用できるまでは積み立てをしていって、その果実運用できるようなになったら一体的な事業をできるのは、これすべてソフト事業でございますけれども、ハードではなくて。ですから、少額の額でも住民がソフト事業できるようなものに使用していきたいなど、そのように思っております。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ありませんか。12番。

○12番（工藤幸子君） 38ページです。交通安全対策費というところで、母の会の連合会の補助金38万2,000円、これは大変ありがたいなと思っています。ですけれども、合併統合しますと、膨大な会員数になりますので、それにしてもこれを活用させていただくということで、大変感謝しております。

それから、その下にあります街頭指導員の設置事業25万6,000円とありますけれども、これは全町何カ所ぐらいでこの金額が想定されたのですか。各旧町村1カ所とか2カ所とかとあると思うのですけれども、どういう雰囲気の設定場所でしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 街頭指導の設置箇所でございますが、これは2個分の予算でございます。ただ、18年度から事務事業を見ましたら、廃止するというようなことでございますので、廃止になります。大変申しわけございません。

○12番（工藤幸子君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって第2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の第3款民生費、46ページから57ページまでの質疑を許します。28番。

○28番（坂本正紀君） 46ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費のところですが、ずっと節は13節委託料のところ、民生委員活動費とありますけれども、これに関連してご質問いたします。

民生委員ですが、旧福地は今まで町内とか行政区のところ、1人ずつあったわけなので、合併によって民生委員の定数人数が変わるのか、今までどおり的人数で民生活動行

われるのか、お伺いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 民生委員は今現在3町村合わせまして68名おりますが、これらの方々は次期改選期、平成19年の11月末まで、現在のままでということになってございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 28番。

○28番（坂本正紀君） そうすれば、次の改選期になる、平成19年11月の改選の人数はまだ確定していないわけですか。

○委員長（金沢和夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 現在はまだ県の方と協議はしてございません。改選期に近づいてまいりますと、当然県の方と協議をいたしまして、人数確定ということになります。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって第3款民生費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の第4款衛生費、57ページから64ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって第4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の第5款労働費、64ページから65ページまでの質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって第5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の第6款農林水産業費、65ページから75ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。5番。

○5番(川井健雄君) まず、町長にお伺いいたします。

68ページ、4目の稲作振興費についてであります。南部町合わせて水田面積が1,067ヘクタールございます。それで、販売金額が6億9,000万ほどになるのですが、この稲作振興費の662万9,000円というのは、農林水産業費の6億2,457万円の中の1%ちょっとになるのですが、余りにも少ない予算ではないかと思うのですが、町長の考えはいかがなものでしょうか。

○委員長(金沢和夫君) 町長。

○町長(工藤祐直君) 正直私も就任して細かくいろいろな部分まで目を、今回の18年度予算、目を通せないできたというのも事実でございます。そういう中で、まず大きな事業については各課長たちから説明を受けたわけでございますが、この稲作振興費の中の660万、この数字が6億9,000万の販売額でイコールという形で考えなければならぬものかどうか。作物によっては金額、販売高が合っても、直接振興費に、逆に言えばもっとかけなければならない作物もあるでしょうし、販売高が高くても振興費としては必要部分を計上されているかという、そっちの方が大事だと思うわけでございます。この予算の内部が旧3町村時代に比較してどうなのか、これ担当課長の方からちょっと説明させたいと思いますので、お願いします。

○委員長(金沢和夫君) 農林課長。

○農林課長(西塚友雄君) 6番議員にお答えいたします。

この稲作振興費でございますけれども、予算の積算根拠は旧町村の、3町村の事業の例によって積み重ねた数字でございますので、旧町村時代もまずこんな状態でしたということをお知らせしておきます。



以上です。

○委員長（金沢和夫君） 5番。

○5番（川井健雄君） 19節の負担金等でございますが、水田営農確立事業、これは旧福地村でやっていた事業なのですが、190万ほど予算化されておりますが、旧福地村で16年、17年度には400万の予算、17年度には380万の予算で動いているわけですが、これが本年は約半分になっているのはどういうわけでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） お答えいたします。

水田営農確立事業につきましては、旧3町村の中では福地村のみが実施しておりましたけれども、これは合併の調整案の中には、合併後再編するというふうになっております。そこで、財政課の方と検討しました結果、財政的に非常に、まず冒頭にも話ししましたように、十何億の不足が生じているという関係があったために、半額というふうなことになりました。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 5番。

○5番（川井健雄君） それでは、次にいきますが、来年4月からスタートします品目横断的経営安定対策についてお伺いします。

これに対する予算の計上はないのでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） お答えいたします。

品目横断的経営安定対策につきましては、19年度から始まるということで国の方で進めておりますけれども、一般質問にもありましたように、3町合わせて20ヘクタールの集落営農は、ちょっと県内をとりましても該当する集落営農は、現在のところ百何十組織があるうち、該当するそ

の集落はいまだにないというふうなことでございますので、集落営農につきましては非常に困難性があるなというふうに感じております。あと一つは、品目横断政策の中で、4ヘクタール以上の認定農業者につきましてはということになりますけれども、こちらで調査した結果、現在は米を販売している農家、それに麦を作付している農家、該当する農家は3町村で大体10人前後ではないかというふうな見通しをしておりますので、まず19年度につきましては来年度予算になりますので、18年度にはもっておりません。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 5番。

○5番（川井健雄君） 来年度からスタートするのにおいて、今年度から早々に認定農業者、あるいはそういう組織を育成していかなければならないと思うのですが、来年度になってからのスタートに来年度の予算というのはちょっと遅過ぎないでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 川井議員がおっしゃるとおり、もっともなことでございますけれども、認定農業者の推進につきましては、農林課と、農業委員会さんの方の協力もありますけれども、現在3町村で約100人でございます。これを増員しなければならないということで、今県の方も国の方も躍起となっているわけですがけれども、農林課の方でも旧福地村を例にとれば、農業会議の方々に認定農業者になってもらいたいということで、今、日にちを決めて来てもらって、そして受け付けをして認定していくというふうなことになりますけれども、今進めておりますけれども、そのほかにつきましてはいろんな手段を使ってまずPRしながら、農業委員会の方と連携とりながら進めていきたいなと、こう考えております。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。10番。

○10番（夏坂清蔵君） 77ページの3目の観光施設費の7節の臨時職員、これは何名になっているのか。

○委員長（金沢和夫君） 75ページまでです。25番。

○25番（川守田稔君） 町長にお伺いします。

以前のお話では、ブランド化という単語を何回か口になさっているわけですが、私の個人的な考えで甚だ恐縮なのですが、従来のようなばらまきの補助金ですとか、そういった予算を張りつけるよりは、作物に対して付加価値をつけてその結果を農家に還元するという方が、これからの行政のあるべき姿勢ではないのかなと考えているのですが、そういう意味では町長がおっしゃるブランド化というのはすごく賛成なのです。ですから、その辺につきましてどの程度のご試案があるものか伺いたいと思ひまして質問します。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ブランド化の場合でございますけれども、一つ考えているのは、まずふくちホワイト六片種、そしてもう一つは、何とか米の部分でブランド化できないのかなという考えを持っております。果樹については旧名川町、サクランボ、あそこまでいくに20年かかりました。でも、ひとつこつこつ、こつこつ、関係者の方々努力して、当初はサクランボと言えば青森産というところまではつけてもらったのですが、名川産というのはつけてもらえませんでした。それが途中から青森産ではなく名川産というサクランボが販売店で出てくるようになり、値段も名川産というので高くなってきました。ほかの農産物もいろいろありますが、今私自身が考えているのは、ふくちホワイト六片種、そして何とかお米の、さっき川井議員さんからもありましたが、販売額に対して計上額が少ないのではないかという部分があったわけですが、計上費だけではなくやっぱりできるものもあるわけでございます。そこが知恵とアイデア、工夫になってくるわけでございますが、現在稲作に関すれば、福地地区、特に片岸、苫米地地区、福田地区でございますか、以前から売れてふくちこがねという名前で売っております、お酒も出しておりますし。こういうの、決して名を変えるというのではなくて、一つは達者村という名も、知事も全国あちこちに行くと達者村、達者村というPRさせていただいております。いい部分はやはり活用していきたいなど。ただ、新しい品種を町村単位で開発するというのは、これは県でも大変なわけですし、無理だろうなと思っておりますが、既存のお米で、例えば農薬について限定し、ある程度の数値をクリアしていると、そういう部分にクリアしたお米については、例えば達者米というふうな部分でもブランド化していけないのかどうか。これ私先般も福地地区のクリーン米

クラブの総会にも行ってきました。そこでも一応お話をさせていただきました。農業関係者の方々とそういう部分、決してまた誤解をされてもいけないし、今までやってきたのを変えてしまうのだろうかという誤解をされてもいけませんので、その分、今までの取り組んできた方々の意見も尊重しながら、新たなやっぱりブランド化、そういうのも取り組んで、何とか農家の方々に元気がつくような取り組みをしていきたいと、こう思っております。頑張っているやはり組織、そういう団体にはしっかりと支援をしていきたい。ただただ、もう行政におんぶにだっこ、あれもこれも行政と言われてもできない部分がありますので、そういう団体を切り捨てるわけではありませんが、それはそれでしっかり支援しますが、やっぱり頑張っている、努力している、そういう方々には行政としてもしっかりと支援をして、大きく育てていってほしいなという考えでありますので、ご支援いただきたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） 頑張る人には手を差し伸べたいというのは私も大賛成なのですが、先ほど町長の姿勢から感じられるのは、つくる側、生産する者の側の理論のような気がするのです。ただ、ブランド化とか、広い意味で付加価値をつけるという行為は、基準をどちらに置かなくてはならないかということ、やはり消費者なわけです。ということは、例えばブランド化ということを考えましょう。そうすると、何が必要かということ、まず最初に品種の統一が必要になってくると思います。それから、栽培地域の限定といいますか、特定といいますか、どこのところでできたのだという、それから品種、地域を限定した時点で、次は栽培方法のある程度の統一というのが必要になってくるかと思うのです。その上で栽培履歴をオープンにしたり、安全性の部分を生産者に提供するという作業が出てくるわけです。つまりは、すべては生産する側の都合ではなくて、消費してくださる方の消費に合わせなくてはならないというのが現実だと思うのです。そういった意味で、先ほど川井健雄議員がおっしゃったように、認定農家の件もそうですし、現在ではエコファーマーの認定が必要になってきたりとか、ただ単に一農家で存在しているだけでは補助体制の対象にならなかつたりするわけです。ですから、そういう広い意味で、水稻に限らず畑作、果樹にしても、そういう広い網羅した取り組みがこれから必要になってくるのだと私は思うのですが、ご返答はいいです。ということを考えておったものですから、おいおいそういう予算措置というのを検討していただいて、来年の予算案には反映していただければと希望しています。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） せっかくですから、今川守田議員おっしゃるとおりです。品種の統一とか地区指定、また栽培方法、本当にそういうのをクリアしていったって、初めてブランド化ができるわけです。ですから、構想の中には、私の頭にもありますが、これをやっていくには相当のクリアしなければならない、数カ月でできるものではない、1年で本当にできるのかな、恐らくできないと思います。でも、今からそういう取り組みをすることによって2年先であってもそれが実現化していくという考えで私おりますので、それと大事なものは、やはり消費者の声、これを聞いていかなければならない、安全性。そのために、やっぱり先ほども出ましたが、品目安定型の中でのいわゆる団体化、組織化、これもしてやっていかないと、実現は難しいだろうなと思っております。いずれにしても、そういう何年か後の目標であっても、今取り組みは、予算計上ではなくてもいろいろな会合は開けるわけですので、そういう部分はきちり今から取り組んで、実現できるようにしていきたいと思っております。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。35番。

○35番（佐々木元作君） 6款の農林水産業費の74ページの一番の末尾のところに、森林整備地域活動支援事業費というのが計上されておりますが、この内容をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、75ページにわたりますが、13節の委託料のところに、林道維持管理費というのが55万あるのですけれども、これどういう機関というか、どういう管理を委託するのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 佐々木議員にお答えいたします。

森林整備地域活動支援交付金制度でございますけれども、この制度は国の方で打ち出した森林の、前に過疎のとき、山口議員がおっしゃってございましたように、今高齢化とか少子化が進んで、森林が泣いているというふうなこと言われましたけれども、まさにそのとおりでございます、森林の木材の価格の低下、それから高齢化、少子化、後継者不足などで、森林が非常に手入れさ

れていないということでございます。森林というのは、木材をとるほかに水源の涵養とか景観とか、いろんな目的があって国土を保全しているわけですが、これが、農地もそうですけれども、おろそかになってきているということで、国で打ち出した事業でございます。どういう事業かと申しますと、30町歩以上の面積を合計した森林の所有者が集まって協定を結んで、そして伐採とか植林とか間伐とか、そういうふうなのをやりやすいようにするために交付金を差上げますよというふうな事業でございますけれども、これにつきましては1町歩当たり1万円の交付金が交付されます。森林所有者がみずから行うということが非常に困難な場合は、森林組合などに全面的に委託してもよろしいということになっておりますので、現在は三八地方森林組合、それに青い森農林振興公社などに、旧名川町、旧南部町、それから旧福地村で加入している方々が委託をして実施しておる事業でございます。金額でここに掲げておりますように、1,198万2,000円の交付金がきているということで、これ国の方の補助金が2分の1、それから県、町が4分の1ずつになっておる事業でございます。

それから、林道の維持管理でございます。これは林道が非常に草刈りなんか、繁茂して、非常に通れなくなったりしている関係がございますので、これ森林組合に委託したり、それから業者に委託したりとかいうふうなことで管理するというふうなことになっております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 35番。

○35番（佐々木元作君） 従来森林組合を通して雑木林というか、かつてカラマツの間伐をした地域が、なかなか簡単に植林をお願いしても対象にならない。というのは、森林組合そのものにもこういう予算配慮がないのか、いい返事をもらえないで数年たっているわけですが、これは面積的に、今1ヘクタールに1万ということは、かなりな面積が名川町に割り当てられているというふうなものですか、この交付金の概要に当たる面積をやりたいということでしょうか。既に申し入れとか申し込みとかという、そういうものはもうなされた計画への予算配慮なのか、再度お伺いします。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） ただいまの質問でございますけれども、森林組合が間伐とか植林は

してくれないというふうなことでございますけれども、この森林整備地域活動支援交付金制度というのは、本来であれば間伐とか植林は所有者がやるのが原則なわけですが、それに手助けをするというふうなのが国の方の考え方でございます。国の方の考え方は、それによって植林をするとか、間伐をするとかというのを森林組合にやらせるというのではなくて、所有者の方々がそれをやりやすいような環境をつくるというふうなことに対しての支援でございますので、例えば山に行く林道の補修とか、まず掘れたところがあればそこに砂利敷きをするとか、またふさがっているところがあればトラックなんかが入っていきけるようにするように伐採をするとか、そういうふうな間接的な支援でございますので、直接的な委員がおっしゃっているようなことに支援するというのではないのです。例えばどういうふうな活動が対象になるかという、森林の現況調査、それから実施区域の明確化の作業とか、それから歩道の整備とか、そういうふうな関係に使ってくださいと、こういうふうなのが森林の交付金の目的なわけでございます。それから、面積につきましては、先ほど30町歩とございましたけれども、これあくまでも中山間と同じで、所有者たちが集まってその組織をつくって、町と協定しまして、こういうふうな事業をやりたいというふうなことで施業計画書をつくって、それを認定して、そして交付金を交付する制度でございますけれども、あくまでも申請でございますので、こちらの方で決めた面積でこの分もりたいということではなっておりません。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。5番。

○5番（川井健雄君） 71ページ、9目の達者村モデル事業費の19節について、財源の内訳とその詳しい内容をお知らせください。

○委員長（金沢和夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 川井議員にお答えいたします。

19節の負担金の480万でございますけれども、説明についておりますように、農業インターンプロジェクト運営協議会に対する補助金でございます。これはどういうことかと申しますと、達者村がおととしの10月9日に旧名川町で開村しているわけでございますけれども、この中の一つの事業として、昨年度から株式会社パソナという首都圏の大手の人材派遣会社でございますけれ

ども、その会社が首都圏の若者たちを対象にしまして、農業に関心のある若手、若者、こういう方々を募集しまして、町村に派遣して研修をしてもらうという事業でございます。これはなぜそういうふうなことをやるのかというと、今後、先ほども言いましたように、農業は結局後継者不足とか少子化が進んできて、これから耕作放棄地も増大してくるだろうというふうな国の見通しがございます、そういうふうなことになりますと、いろんな面で農業をやりたい人をその農村に派遣する時代が来るのではないかというふうなパソナの会社の目的がございます、ねらいがございます。それで、去年は9人の首都圏からの農業に関心のある若者たちが旧名川町に6カ月間滞在いたしましたけれども、その中でいろんなPRがなされまして、マスコミなんかにもよく取り上げられまして、旧名川町がかなり知名度が上がりました、先日のオーライ！ニッポン大賞とか、JTBの文化交流賞とかをいただいたことにつながっていているわけですがけれども、来年度もひとつこれは実施したいというふうなことで、株式会社パソナの方と協定をいたしまして来てもらうというふうなことになっておるわけなのですけれども、その中でいろんな経費がかかるわけでございます。例えば研修生の方々に月額幾ら払ってやるとか、または研修に係る雑費とか、また向こうから来ますトレーナーの人件費等かかるわけでございますけれども、これは総計しますと、10人も来ますということになると949万5,000円かかるというふうなことに計算がなったわけでございます。これは、全額それではパソナに負担させるかということ、なかなかそれも町村がまず希望しているわけでございますので、県の方でこれを負担するというふうなことになっておりますけれども、949万5,000円のうちの半額を県と町で負担というふうなことで、県の方が3分の2持ちます、県の方が320万5,000円を持ちまして、町の方が160万持ちます。これを合計しますと480万になるわけでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博个君） 70ページをお開きください。

8目、9目農業観光振興費、達者村モデル事業537万1,000円と820万、農業立町を標榜する我が南部町がちょっと通年観光をやろうとしたときに、予算が町長少し加減しているような感じがしてなりません。通年観光の基盤は南部町は着々と今準備されていると思います。そこで、私はこの機会に町長にお願いしたい。旧名川の第5次総合振興計画を見ましても、手つかず事業の中で、サクラノボ資料館があります。これをひとつ何とか新しい事業の中でスタートできないのかな。これに併設をして、併設と言えはいいか、一緒にいいと思うのですが、旧福地にはニンニク



がある、旧南部には阿房宮もあれば、あるいは洋ナシもある、そういうのを含めました農産物の資料館みたいな、ちょっと青森県にはないと思うのだけれども、そういうのを建てる、そして一気に南部町が農業立町に風を吹かせる、そういうことを、新しい町長が誕生したのだから、農業立町は南部町民に来いと、そういうところに町長いかないものだろうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 資料館、または項目と違いますが、山口議員からは酒の資料館等々も今までご指摘をいただいてまいりました。ぜひといいますか、やりたい、建てたいと言いたいところですけども、この資料館、記念品館建てる時は、まずいろいろな補助事業を見つけながら、それなりの計画でもってできないことはないだろうと思いますが、一番大事なのがその後のやっぱり維持管理費、どこの市町村でも維持管理で運営が必ず厳しくなっております。私どももいろいろな、旧名川町時代もやっぱり調べたりしているわけですが、非常に管理運営の部分で、恐らくもし建てた場合に、今度は山口議員さんからでなくて別の議員さんからも売り上げがどうなっているのだと、間違いなくこれはもう予測される部分でございます。ですから、ここで記念館、資料館、その分の建てる余裕もありませんし、それ以外の部分でしっかりと子供たちにも伝えることができる、また農家の方々からも直接子供たちに教えるとか、そういうソフト的な部分でまずは取り組んでいかざるを得ないと、こう思っておりますので、何とかご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博介君） 町長の言うことよくわかります。この間旧名川の12月議会でもお話ししたと思うのですが、農業立町を通じて町の経済の波及効果、つまり集客人口をふやして、そういうお話をよく聞きます。私は、旧名川、その剣吉町に住んでいるのですが、例えばお店屋さんが減っていく、あるいは事業所が減っていく、何とかお客さんが来る町にしてほしい。何でもいいと、農業でもいい、商業でもいい、そういう願いがあって、例えば共同店舗にしても、そういう人が集まってくる施設が欲しいのだと。その一つの例が、南部芸能伝承館は、もう少し人を集める事業をやってほしい、そういうふうにならないものだからということをよく言われます。ですから、今南部町は農業立町で、青森県の中で輝いていると私は思うのです。私どもが何年か

前に長野県の泰阜村に行ったときに聞いたお話では、1年にあそこを訪問する自治体が400と言っていました。そのぐらい日本国じゅうから集まってくると。そうすると、きっとその来た人たちが、やっぱり何ぼかかんぼかお金を落としていくと。全く違うつもりで訪問をしても、最後には金を落としていくのだと、そういうようなことを想像するわけです。ですから、今我が町の中で人を集められるのは農業しかない、農業観光しかないと私は思うのです。ですから、あと一歩充実をさせる、そしてお客さんをたくさん入れると、それがきっと波及効果につながると、こういう思いがあるから、何とかならないものかと。あわせて町長今言いましたとおり、馬淵川沿岸には淡水魚の科学館がないと。それも併設できればさらにいいなと。こういうのをやったら、何か町長の力で特交でももらってきてやれるのではないかと、そこら辺をもう一回答弁してください。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今非常に箱物関係の場合は、やっぱりどうしても将来の行政が建てる公共施設になりますので、あくまでも収支のバランスだけではないのを建てるのが地方自治体でもまずあるわけです。それは私も自分でも理解をしているのです。民間で建てられるのであればそちらの方がいろいろな部分の箱物にしてもいいわけですが、民間でできない部分だからどうしても地方自治体でやらなければならない。この場合は金銭的な歳入歳出だけではないのも考えなければ、一番いい例がまず病院なんかが特にそうなわけです。若干の赤字でもやっぱりその分の住民の方々の安心、安全医療体制、これを整えていくのも自治体でありますし、そういう部分で非常にどうしても採算性の部分を、首長という立場からいきますと、そこも頭にちゃんと入れながら事業計画をしていかないと、また将来の財政状況が非常に大変になってくると思いますので、現段階においては資料館とか、箱物の部分については財政的にも非常に厳しいと、また管理の上で大変な部分がある。ただ、今後建てなければならない、例えば学校給食センター、この部分についてはもう旧南部地区の給食センター、一番古くなっておりますし、合併協議会でも新南部町で建設しましょうということになっておりますので、またそこにもお金を使わなければなりません。そういう部分で、現在合併協議、建設計画等で予定されていた部分にまず集中しながら、第1次になるでしょう、新南部町総合振興計画、これ1年半じっくりかけなければならない、そしてまた総花的ではなく、具体性を盛り込んだ計画にしていかなければならないと思っております。そういう中では検討はさせてもらいますが、非常に難しいなという部分をご理解賜りたいと思

ます。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

ここで2時15分まで休憩をいたします。

（午後2時03分）

○委員長（金沢和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時17分）

○委員長（金沢和夫君） 歳出の7款商工費、75ページから78ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。5番。

○5番（川井健雄君） 78ページ、3目の観光施設費の14節用地借上料、これについて面積と、あと反当幾らになっているのか、お願いします。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） ここで14節の用地借上料2万円というのは、これはあの財産区に対する借上料でございます。内訳としましては、少々お待ちください。財産区の面積と金額については後ほど資料で提供したいと思いますが、ご了承ください。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。32番。

○32番（山口博介君） 76ページ、21節、24節、貸付金、それから出資金、これは預託金と出資金だと思いますが、今まで、利用状況を聞いたけれども、この預託金に関しましては、もう少し予算見られないのかなと。今中小零細企業は市中銀行からなかなかお金を借りられないでいます。そのために大変厳しい状況に負われている。ですから、何とか預託金をふやすことによ

って、これは預託金の10倍かな、そのぐらいの信用保証をしていただける、こう思うのです。このところを財政課長ですか、企画課長、ご答弁ください。

それから、この出資金ですけれども、これは大体利用しているのあるのかどうか、ここの2点。

その次、78ページ、28節チェリウスへの繰出金、町営地方卸売市場特別会計繰出金。繰出金ですけれども、相手勘定は繰入金だと思うのですが、そのときに繰入金の場合は返済しなくてもいいのか。私は、これは補助金で出すべきではないか、こうと思いますが、この2点お願いします。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 保証協会についての預託金の関係でございます。旧名川でやっている部分と南部町でやっている部分でございますけれども、今現在三つの銀行に分散して預託しておる状況でございます。保証協会の融資制度の実績額としましては、17年度におきましては旧名川町は小口資金でございますけれども、実績額で3,265万、それから福地村になりますけれども、350万、総合計で3,615万という利用状況になっております。

あとチェリウスの繰出金につきましては、財政課長の方からお願いします。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 28節繰出金でありますけれども、市場費も含めてです。特別会計の繰出金という趣旨は、その不足分を要するに一般会計から持っていきますよということで、当然特別会計であっても譲与が出た場合には一般会計へ戻してもらうというのが本来の筋であります。それで、補助金でやりますと、補助金自体はもう補助流しっ放しですので、帰ってこないという形になりますので、繰出金でやって、要するにその会計である程度の収入があって、返せるものは黒字になった場合は返してもらうというのが繰出金の意味であると思っております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博介君） この預託金ですけれども、これは利用者が大変少ないわけで、前から、旧名川町時代からも質問してきているのですけれども、窓口が、制約が厳しいとか、借りにくい

とか、時間かかるとか、そういうことがないだろうか。これを大変心配をしています。そのところをもう一回ご答弁してください。

それから、出資金は余り使っていないから要らないのではないかと私は思うのですが、この二つと、その次の繰出金ですけれども、繰出金がいけないとは思っていません。それは構いません。ただ、やっぱり繰出金をやるからには、繰入金、受ける側が少しでも少なく、この金額を少なくするような、そういう努力が必要ではないか、ここのところを言いたかったのです。だから、毎年同じ状況で恒常的に、もう病院会計もそうですけれども、繰出金でもらえるのだと。もらえるのだという、それが当たり前だというふうになれば、ちょいとまずいのではないかなと。やっぱり人件費の削減とか、あるいは経費の削減とか、そういう最大限の努力をして、なおかつどうしても繰出金、繰入金をいただかなければやっていけないのだということになりますと、町長がさっきも答弁しましたとおり、自治体事業は赤字だからいけない、繰出金を出すからいけない、そういうことではない、これはわかっています。わかっているけれども、それが恒常的になるといけないのだと、そういうことを言いたいのです。ここのところをもう一回ご答弁ください。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議員の利用率が低いというのはこちらも把握しております。今現在は借入枠の32%を利用しているという状況でございます。近代化資金等は全く利用がないような状況ございまして、商工業者の底力が低下してきたというように言われておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 山口議員さんのおっしゃるとおり、当然なことだと思います。やはり少ない予算で最大の効果があらわれるようにしていかなければならないし、ここに挙げております1,300万と挙げたら、それ全部使うのではなくて、やはり幾らでも経費節減を図って経営していかなければならないというふうに思っております。今後ともその辺を踏まえて、各特別会計につきましても財政上の方からもいろいろとその方々と、担当課と協議していきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。25番。

○25番（川守田稔君） 77ページ、観光費、19節をごらんください。名川春まつり、名川秋まつりという項目があるのですが、3町村合併いたしましたという結果があるわけですから、この際名川春まつり、秋まつりに関しては本来の名称に戻していい時期なのではないのかなと思って、町長並びに関係課長の見解を伺いたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 25番議員のご質問にお答えします。

イベントの名称等につきましては、ただいま旧3町村の観光協会の統合、合併推進協議会を設置しておりました。それらにおいて協議し、またおのおの実行委員会が設置されておりますので、そちらの方で協議して決めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） 多分この場でこういう質問をするのはすぐわれないことなのだとすることは、多分すぐわれないことだと思うのですが、何かのきっかけになればいいなと思ひまして、この場をかりて発言させてもらいます。

春まつりに関してはわからないのですが、秋まつりに関しては祭り組というその中では、いまだに剣吉まつりというつもりでやっているわけです。それで、名称が変更されたという経緯も私も承知しているつもりなのですが、例えば旧名川だけであったときはそれでも思っていました。地域の3町村分ということになりますと、名川においては、名川という名称は住所から消えました。そういう寂寥感というものも相まってあるのですが、それならばそれで、例えば小字の地域にある風習ですとか習慣ですとか、そういったものをやはり事細かに拾い上げていく作業というのは、風俗、文化というのを尊重するという上では非常に必要なことだと、姿勢だと思うのです。そういう意味から、祭りの名称にひっかけて取り上げたわけなのですが、どうしても観光協会ですとか商工会というか、祭りの運営に関与してきますと、上下げだつでもって

事が進められて、あの当事者たちのありようといいますか、物の考え方というのは、なかなか反映しづらかったのが正直なこれまでの運営のあり方だったように私は理解しています。以上のことを含めまして、もうそういう行政側からの囲い込みのようなこそくな姿勢はやめてもいいのではないかと。祭りは祭りで、やはり地域の当事者に戻すべきではないのかなという思いが非常に強くなりました。その辺の、これはこの場で答弁いただいても、変更に関して反映されるべきものではないと思うのですが、この場におられる関係の方々に対して、そういう思いが伝われば幸いです。

終わります。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。12番。

○12番（工藤幸子君） 77ページ、観光施設費5,600万とあるのですけれども、これは観光施設と認めている施設はどのくらいあるのでしょうか、どういう範囲でどのくらいやるのでしょうか。地区的に、例えば福地、名川、南部というその三つに分類したとすれば、大きくどんなところなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） ご質問にお答えします。

施設としましては、旧名川のチェリリン村、それから旧南部町の長谷ぼたん園、それから旧福地村のバーデハウスにあります。この3カ所があります。それぞれに臨時職員を置きまして、チェリリン村の方には5名の臨時職員、それから長谷ぼたん園の方には3名の臨時職員と。そのほかパートも3名ほど常時置くという形になっております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 了解しました。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって7款商工費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の8款土木費、79ページから83ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の9款消防費、83ページから85ページまでの質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって9款消防費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の10款教育費、85ページから105ページまでの質疑を許します。20番。

○20番(立花寛子君) ページは88ページに当たります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節特色ある学校経営事業369万2,000円、この使われ方を教えていただきたい。また、どういう割合で各学校に配分されますか、また学校ごとの金額をお知らせいただきたい。要するに学校に配分される割合や金額をまずお知らせいただきたいと思います。

○委員長(金沢和夫君) 学務課長。

○学務課長(佐々木秀雄君) お答えいたします。

特色ある学校経営事業についてご説明いたします。特色ある学校づくりのために町独自の支援を行うものですが、町長も一般質問でお話ししましたように、南部町特色ある学校事業実施要綱に基づき、児童生徒のため、校長の裁量で自由に各小中学校が活用できる予算であります。当然各学校が独自の活用により、地域性も含めて特色ある学校経営の推進を図るものであります。割合、算出基準につきましては、定額がありまして、小学校は定額10万円に児童1人当たり1,000円を加算したものであります。中学校につきましては、定額10万円に生徒1人当たり1,800円を加



算したものであります。それと、学校ごとの予算であります。剣吉小学校28万7,000円、名久井小学校31万7,000円、名川南小学校15万円、南部小学校22万9,000円、向小学校30万7,000円、福地小学校23万円、福田小学校32万5,000円、杉沢小学校18万7,000円、名川中学校61万1,200円、南部中学校38万8,000円、福地中学校46万3,600円、杉沢中学校19万9,000円となります。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今特色ある学校経営事業、内容を聞かせていただきましたが、これは県内でも珍しく、大変うらやましがられておる事業であります。ただ、私は、ちょっと誤解されて流れているのではないかなと思ってお聞きするのですけれども、学校長のポケットマネーのように使えるとかという話が流れておりますので、使った後の報告はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

ただ、幾ら校長の自由といいましても、例えば宴会とか飲み会とか、個人的に使うものではありません。町の補助金であります。町も教育委員会も一切指示も縛りもいたしません。正しく適正に使われたかは事業計画書及び事業報告書によって確認いたします。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 次の項目に移ります。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、20節扶助費、これは要保護、準要保護児童援助費659万6,000円、また10款3項中学校費、2目教育振興費、20節扶助費、要保護、準要保護生徒援助費607万4,000円、これは小学校、中学校別々に小学校何名、中学校何名の試算の数字が上がっているのでしょうか。そして、どのように使われておるのか、まずお聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

20節の扶助費、これは要保護及び準要保護児童生徒の援助費であります。最初に、学校教育法第25条及び第40条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、町は必要な援助を与えなければならないと規定されております。それで、要保護と準要保護の違いですけれども、要保護児童生徒の対象は基本的には生活保護を受けている保護者の生徒であります。これは、国の援助費は、国が2分の1以内、その不足分を町が援助するものであります。それから、準要保護児童生徒の対象は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒、これは平成16年度までは国からの2分の1の援助がありましたが、17年度より国の分が廃止になりまして、現在は町単独の援助となります。基準につきましては、要保護の場合も準要保護の場合も、基本的には先ほど言いましたように生活保護法に基づくものでありますけれども、要保護の場合は生活保護を受けている方、準要保護についてですが、生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった者、それから地方税法295条によって基づく税金、町民税です、非課税となった者、また町村民税が減免となった者、国民年金の掛金が減免となった者、国民健康保険法によって保険料が減免になった方、猶予となった者、それに基づく方々は保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者、生活状態が悪く、学校納付金を滞りがちである者、衣服が著しく悪く、また学用品、通学用品等に不自由している生徒、経済的理由による欠席が多い者、このような基準で行っております。この基準につきましては、認定の流れでありますけれども、基本的には、制度については小学校の新入学説明会、一日入学とかなどにおいて、学校より保護者に説明または制度のお知らせを配付いたします。それによって認定の流れなのですけれども、申請については児童生徒の在学する小中学校で受け付けしております。申請を希望する保護者は、当該小中学校に相談の上、申請に必要となる世帯票というのが、申請の用紙がありますけれども、必要事項を記入し学校へ提出いたします。それから、学校は、保護者から世帯票へ学校長の意見を記入し、教育委員会に報告いたします。報告を受けた教育委員会は、申請者が認定基準に該当するか、関係機関、要するに所得証明等、税務課へ照会し確認いたします。そして、世帯票の内容を審議し、教育委員会にて認可の可否を決定いたします。決定になりましたら、学校に認定の可否については通知いたします。これが認定の流れであります。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。20番。

○20番（立花寛子君） 聞き漏らしたら大変申しわけないのですが、小中学校の人数、ざっと何名ぐらい、100名とか、そういう数が上がるのでしょうか。その点を聞き漏らしてしまいましたらもう一度お知らせしていただき、次の質問は、国が予算をつけていたけれども、町単独になったという説明がありましたが、全く不当なやり方で、これに対しては怒りを覚えますが、いつから町単独になったか、もう一度お知らせしていただきたい。

それから、学校からの説明で生徒にお知らせするということでしたが、月収幾ら幾らとかという、そういうわかりやすい設定になっているのでしょうか。もしくは生活保護費の何.何倍とかという計算で申請が認められるのか、細かいのですけれども、基準はもう一度お知らせください。

○委員長（金沢和夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えします。

さっき基準と言いました、学校長が一日入学の時点でお話しするということです。全保護者の方が集まっておりますので、特別深くは説明は、生活に困っていると、そういう方々は後で相談してもらいたいということで、直接また校長にそういう方々があれば直接話、相談すると思います。それと、人数なのですけれども、平成17年度現在の人数なのですけれども、現在要保護は中学校に1人、小学校1人おります。それから、準要保護の場合は小学校は82名、中学校においては48名おります。それから、国の補助金というのがなくなったということで、これは平成17年6月に文部科学省から通達の文書が入っております。要保護及び準要保護児童生徒援助費の補助金のうち準要保護に係る補助については、三位一体の改革について、平成16年11月26日、政府与党合意に基づき廃止しますが、当該事業に係る財源については、所得譲与税と税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に参入されることとなっており、平成17年度の地方税財政措置については、別紙のとおり措置されることになりましたのでお知らせしますという内容であります。

質問の内容ちょっと聞き逃したかもしれませんが、経費の対象になるものと何か言われたみたいですが、これについては学用品、準要保護の場合も要保護の場合も同じですが、要保護の場合は国からの援助が2分の1以内ですから、それが差っ引かれます。町の持ち分は少なくなりますけれども、基本的には学用品は年額、小学校は1万1,000円、中学校は2万

1,700円、新入学児童生徒学用品、新入学される子供さんに対しては小学校が1万9,900円、中学校は2万2,900円、あとは通学用品、通学に要する費用、これが年間2,170円、先ほどのやつも年額です。校外活動費、これが小学校が1,510円、上限です、上限額で実費分です。中学校は2,180円。あとは修学旅行費、個人負担分の全額です。あと学校給食費、個人負担額の全額です。それから、医療費、特定の疾病の個人負担分です。特定の疾病といいますのは、角膜炎、トラコーマ、中耳炎、齲歯、虫歯です、寄生虫病などです。これが補助対象の経費の概要です。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 町長に答弁を求めたいわけなのですが、不況が厳しくなっているときだからこそこの制度を広範な皆さん方に使っていただき、世帯の負担を軽減していただきたいのですが、今の説明で国などでも大変厳しい措置をとっておりますが、これからこの制度を縮小していくような考えはお持ちなのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今当初予算を組んだばかりの提案でございまして、今後の動向を見ながらこれは考えていくことであって、現時点で軽減していくのかと言われても、今は18年度、まずご承認をいただきたいと。今後動向がどうなっていくかというのも見据えながら決めていかなければならないこととございまして、今来年度のことを聞かれても、まだそれに対してどうと言える考えはちょっとまだそこまでいっていませんので、その点をご理解を、ご了承をいただきたいと思えます。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。32番。

○32番（山口博介君） 87ページ、10款教育費、19節特色ある学校経営事業369万2,000円、このことについてお伺いします。

今立花議員も町長も質問と答弁を繰り返しておりますけれども、私は町長が立候補するときの公約の一つに、この教育の振興がありました。今教育費を見ていますけれども、もう少し力を入

れてほしかった。360万や370万ではその効果が期待できないと。その効果を期待してやるのではないと思いますけれども、もう少し、せめてこの倍くらい盛れなかったかなと。これからでも結構です。これはやっていただきたい教育は、私はよくわかりませんが、お金がかかります。かけたほど効果がすぐ出るものではない。だけれども、小中学校の生徒には、義務教育の生徒にはもっともっとかけるべきだ、私はそう思っています。これこそこれからの南部町の人づくりの基本になる、そのぐらいの覚悟で町長は教育に力を入れると言ったはずですが、力がこれだと余り見えません。もっと思い切ってやってほしい。だれも反対しない、これには。私は、そう思っています。1人ぐらいしか反対しないと思います。あとはみんな賛成する。これをひとつお願いをしたい。

それから、もう一つ、これは教育長から答弁をいただきたい。先般新聞を見ました。お金のあるところは違うな、東通村、25人学級、もう既にやっている。大変悔しい思いをして見ました。25人学級にしたら効果が上がるとは私は思わないけれども、取り組みとしては行政ができるのであればそうあるべきではないか、こんなことを考えるのです。教育長の答弁をいただきたい。町長と教育長から。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 山口議員の特色ある学校づくりの支援ですが、ここについては私就任して、担当課長の予算書を確認をさせていただきました。当初二百二、三十万か四、五十万でございました。これは私が公約にも掲げている中で、違うだろうと。均等割がなかったのです。それをやはり小規模校であっても均等割をつけて、そしてプラス生徒数割ということで、ここについては100万以上財政担当課長にも教育担当課長にも、これを上げてもらわなければいけないということで、厳しい予算の中でここはアップしております。そこをご理解をいただいて、平均30万ぐらいになるでしょうか、規模によって15万から40万、50万もありますが、この金額であればある程度の地域の学校づくりの特色、毎年でございますので、そこは有効に活用していただけるのではないかなと、こう思っております。財政状況を見ながら、私も教育と農業と医療福祉と、この3本柱を基本にしておりますので、今回の当初予算、本当に厳しい、10億から12億の歳入減の中で組み立てていただいておりますので、その中では私も学校づくりの特色ある部分にはアップさせたつもりでございましたので、その点ご理解をいただいて、とにかく学校側で有効に、先ほど校長が自由にというような意見もありましたが、決してそうではないのです。校長、かえって、各学

校が変な使い方をしてはいけなと、逆にプレッシャーかかるなと、旧名川町長時代やっているときにこう言われてきました。それだけきちっと子供たちのためになる、そしてまた当然現場の先生方、父兄の意見も聞きながら、その使い道を考えて年間使っておりますので、できるだけこの金額で有効に子供たちのためになればなと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金沢和夫君） 教育長。

○教育長（佐藤恵吾君） では、山口議員さんの質問にお答へします。

まず、東通村で25人学級、また福島県なんかでも全県下でそういう少人数の33人とかやって、大変私もうらやましいなと考へております。私も今までずっと教員経験して、一番教育的効果がある人数は私の経験ではどのくらいかと。余り少なくともだめです。多くてもだめ。大体25人前後がいいのではないかなと、こう考へている。というのは、一人一人に目が届くわけです。そこで、本来ならば県の方にも、1年生と2年生は33人と、そういうのも取り入れていますが、何しろ財源がないということで、なかなかそれも普及しないと。私も今村独自の教員の採用、もしできればこういうのはやってほしいのですけれども、何しろ金ということが裏にあります。東通はご存じのように原燃のお金が入ってきまして、それを活用する。そして、その裏には、東通は地域に塾とかそういうのもないし、そういう教育的レベルが低い、独自に力を入れる、それは原燃の力でやりましようというので実際やって、今教員も新たに採用していますが、どういふ効果が出るかわかりませんが、多分いい結果が出るのではないかと期待しているわけですが、もしできればそういうのはいいのですが、これはもう少し財政とかそういうので検討してみる価値があることだと思ひます。それから、それに準じますけれども、それぞれ各学校に問題のある行動、精神的とか、そういうもので不安を持っている子供がいます、中学校でも。それに対して南部町では生活相談員というのを独自の予算で採用し、それには、東通村ほどではないのですけれども、少しでもそういう子供たちの支援を行うような、そういう独自のそれを南部町では採用していません。名川中学校とか、または福地中学校、そういうところに採用していません。まず、そういうふうな少人数学級、議員さんのお力をどうぞそこから出してくださってやってくれば、教育的効果が期待できるのではないかと考へております。

○委員長（金沢和夫君） 32番。

○32番（山口博个君） 町長の答弁を聞きました。やっぱり3本柱の一つに掲げていますから、だから効果効果とは決して言いません。でも、教育というのはやっぱり基本的なものです。そこから始めなければ、やっぱり途中からではちょっと遅い、今そういう社会現象にあると思うのです。ですから、特に力を入れていただきたい。教育には金がかかります。かけたほど効果は上がりません。でも、かけるべきです。私は、そう思っています。それと、教育長にお願いしたいのですけれども、私は町長を含めまして、この我が町を町長が自分の町長に立候補する公約に掲げるくらい力を入れていきますから、教育をシンクタンク産業の一つとして考えられないものだろうか、そういうふうにも考えるのです。そのくらい考えて教育に力を入れるということをおっしゃったのではないかと。再度町長に答弁をいただきたい。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私も教育、ここについては何回もお聞きしている方々が議員さんも多いと思いますけれども、まずは生まれたときに親の教育をまず受けるわけです。教育といいますが、しつけを受けて、そして今度は幼児教育、学校教育、義務教育、高校、大学教育というふうに進んでいくわけですが、やはり基本となるのは小さいときの教育が本当に大事であると、こう思っております。三つ子の魂百までと申しますし、ドイツの教育家は人間は5歳までの間にすべてのものをもう学び終えると、こういうことを言っている教育家がございます。いずれの言葉も幼児期のときが非常に大事だという言葉だと思っておりますが、そういう部分を含めながら、教育、本当に難しい、幅の広い部分でございますけれども、大事な人はそれぞれ個性があります。学力、勉強が好きな子供もいますでしょう。どっちかというスポーツが得意な子供もいますでしょう。芸術的な子供もいますでしょう。そういう一人一人の生徒、子供たちが自分のしっかり個性を生かせる、そういう教育を支援していく、子供たちを支援していく、このことが大事だと、こう思っておりますので、よろしく今後ともご指導お願い申し上げたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） ほかにありませんか。18番。

○18番（馬場又彦君） 90ページの委託料の最後のところですがけれども、土壌浄化設備管理業務1,659万とありますけれども、これは学校の油漏えいのことだと思っておりますけれども、これ現在ど

のようになっているのか、また今後どのように対処するのか、名川の議員さん等は知っておると  
思いますけれども、お伺いします。

○委員長（金沢和夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

委託料の土壌浄化設備管理業務委託料ですけれども、名川南小学校土壌浄化設備管理業務委託料について内容をご説明いたします。これが事業費1,659万5,000円を計上しておりますが、内訳につきましては平成15年度から継続事業といたしまして、土壌浄化設備管理委託料934万5,000円と、18年度からの地下埋蔵残油調査委託料725万円を計上しております。土壌浄化設備委託の内容につきましては、平成15年1月に発生した旧名久井第二中学校敷地内灯油漏えいによる地下残留の灯油を浄化させる設備管理委託料であります。河川への油流出防止と土壌すき間に存在する油分、揮発性ガスの低減を目的に、学校敷地内汚染源、下流側に混合抽出設備を設置し対策を行うとともに、汚染状況のモニタリングを実施しておるものであります。また、18年度からの地下埋蔵残油調査委託の内容につきましては、委託業者のモニタリングの結果、汚染状況に多少の改善傾向が見られますが、汚染源、体育館と校舎の接合部分、地下の現状が未知数のため、土壌浄化にどのくらいの期間を要するかがわからない状況ですから、早期解決へ具体的対策を図るには、汚染源のボーリング調査を実施し、現状の残湯量、汚染範囲を把握することが必須であります。把握することで土壌改良や微生物投入等の早期解決へ具体的対策が明確になるために、実施するものであります。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 18番。

○18番（馬場又彦君） 何年までかかるかわからないということですがけれども、まず農業の観光の町としてこれからやっていくわけですがけれども、やっぱりその地点はサクランボの地帯とか、下流にも農業地帯がありますので、やっぱりこの辺をちゃんと考えて、幾らお金をまずかけてもいいというわけではありませんけれども、やっぱりここはしっかりしてやってもらいたいと思います。地震などでまた例えば油等が浮いてくる場合もあると思いますので、その辺を考慮していただきたいと思います。



終わります。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。12番。

○12番（工藤幸子君） 先ほど山口議員さんからの質問の中に、再々意向が含まれておりましたけれども、その質問の答弁の中で、教育長の答弁の中で、町の予算を見ながら方針を立てたりというような内容の言葉がありましたけれども、私は特に教育は目標を立てて、特色ある学校というようなものを前提に見詰めながら、そうすると予算はついていくと思います。その辺をよろしくお願いしたい。ちなみに、そういう意味で海外の研修旅行中学生ですけれども、これまでも海外研修ということをやっていた町村もあるわけですが、どこのページを見ても、節にも説明欄にも海外研修という文字が出てきておりませんけれども、これはどういうふうな意味でこの意向、もう少し説明を少し加えてほしいなと思います。

○委員長（金沢和夫君） 教育長。

○教育長（佐藤恵吾君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、一つは、教育に目標を持ってやるということは私も大賛成です。ただ、今までの慣習に従って教育を行っているのは、この時代に即応するような教育はできない。その面では、いろいろな子供たち、地域、親のニーズを聞きながら、どのようにしたら子供たちが21世紀に向かっていけるかということを教育委員会、また学校それぞれ真剣に考えていく必要があると思います。今町長の答弁にもありました、特色ある学校経営というのは、まさにその点においては私自身も時宜を得たものだと思っております。というのは、私名久井小学校に勤務していたときにこの特色ある学校経営ができたものですから、大変助かりました。よく金がなければ知恵とアイデアを出して勝負せよと、こう言いますが、やっぱり知恵とアイデアを出しても、それに裏づくものがないと実践できないと。例えばそれによって助かったのは、まず私いたときには、あそこで金管バンドありました。しかし、金がない。ちょうどそのとき出まして、ちょうど講師を外部から入れてやって、そうしたら子供たちの目、教員の指導者の目を輝き、それが生きて、その年には子供たちが県下で優勝し、そして東北大会出場。そして、それが今年度は全国大会に出ているという。また、ある面においては、子供たちに文化面では本を読ませたい。ただ、本を読め読めと言ってもだめだ、どういうふうにしたらいいかと。それで、ちょうど教材費とかそういうもので買えな

いものとして、学校の図書室をじゅうたんにしたらどうだろうか、こたつを入れたらどうだろうと。そして、こたつ、図書室にそのお金を活用させていただいたという、そういう経過もあります。その他数々。しかし、非常に苦しいです、先ほど町長が言ったように。それをどのように使うかというのは、やっぱり教員、校長、それからそういうのでアイデアを出して、効果的なものを進めていかなければだめだということやっていきたいと思います。

それから、海外研修のことですが、これについては88ページのところの負担金及び補助金の項目のところに、19にあります。ここにおいては、中学生は南部町、それから名川、ハワイとかカナダに行っております。それに対して補助金を出していると。それから、福地村においては、中学生、東奥日報の方のそれに、昨年度はカナダでしたが、それに対して3名ずつが行って、そのほかに沖縄の方に中学生が行って学校交流、国内交流、海外研修にかわるものとして行っております。それから、小学生については、名川では平泉町、それから旧南部町では南部町サミットの方にやって、そのことについても来年度の予算に計上されております。そして、それにおいて交流及び視野を深めて、未来に生きる子供たち、それに大きな体験をさせながら、将来的に南部町に帰ってきたとき、またどこに行ってもそれが生きる力として働くことを願っております。

なお、来年度は現在の、17年度旧3町村のものを継承しながら、それを18年度検討して、19年度からは全町との統一された事業として推進していきたいと、そういうふうに検討しております。

以上で答弁を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 今時点では金額的にもそうですし、その辺の内容がわかりませんでしたので、19年度に向けてそれではそのような状況にしてほしいなと思います。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の105ページ、11款災害復旧費の質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の105ページ、12款公債費の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって12款公債費の質疑を終結いたします。

次に、歳出の106ページ、13款予備費の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算の質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。20番。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2006年度南部町一般会計予算案に対する反対討論を行います。

項目一つ一つ見ますと、町民により施策は組まれております。しかしながら、町長の住民の生活を見る目はどうでしょうか。住民一人一人の生活を守り発展させることこそ、新町長に任されている大きな仕事です。その姿勢は弱いのではないのでしょうか。ますます不況が厳しくなっていく傾向にある今だからこそ、住民の生活を守るさまざまな制度を取り入れていただきたい、その点を訴えて反対討論といたします。

討論を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番。

（16番 中居誠君 登壇）

○16番（中居誠君） 私は、今年度の、平成18年度南部町の予算書は、厳しい財政にありながら、またあえぐこの景気の低迷でありながら、本当に充実した内容であると思い、私は賛成といたし

ます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（起立多数）

○委員長（金沢和夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

○委員長（金沢和夫君） 以上で本日の予算特別委員会を終了いたします。

明日は3月14日午前10時から引き続き委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりましてご苦労さまでございました。

（午後3時20分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成18年3月14日（火）

出席委員（40名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
25番	川守田 稔君	26番	佐々木 金嘉君
27番	工藤 久夫君	28番	坂本 正紀君
29番	馬場 忠靖君	30番	河端 幸蔵君
31番	相田 耕作君	32番	山口 博个君
33番	沼畑 繁君	34番	小笠原 義弘君
35番	佐々木 元作君	36番	伊達 一夫君
37番	金沢 和夫君	38番	小田原 長一君
39番	東 寿一君	41番	西塚 芳弥君
42番	野田 清八君	43番	佐々木 由治君

欠席委員（3名）

21番	沖田 周藏君	24番	滝田 米作君
40番	宮野 正君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	総務課長	馬場 宏 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	大久保 均 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	坂本 勝二 君
環境衛生課長	神山 不二彦 君	農林課長	西塚 友雄 君
商工観光課長	有谷 隆 君	建設課長	西野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川井 和男 君	名川総合サービス課長	田村 淑延 君
南部総合サービス課長	山口 裕貢 君	出納室長	坂本 與志美 君
名川病院事務長	堀合 悦夫 君	老健なんぶ事務長	相馬 紘司 君
市場 長	堀内 誠悦 君	教育 長	佐藤 恵吾 君
学務課長	佐々木 秀雄 君	社会教育課長	工藤 光行 君
農業委員会事務局長	後村 森夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	中野 雅司	主 幹	板垣 悦子
主 査	岩間 孝幸		

---

## 開議の宣告

○委員長（金沢和夫君） ただいまの出席委員数は40人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（金沢和夫君） 本日は、本委員会に付託されました議案第62号から議案第80号までの平成18年度特別会計予算議案の19件を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

---

## 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） それでは、審議に入ります。

議案第62号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第62号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算についてご説明いたします。

既定の歳入歳出それぞれ2億3,535万4,000円と定めるものであります。

6ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1節給食費負担金、個人負担の分です。これは小学校1食255円、中学校280円とするものです。合計で1億1,191万2,000円となります。

2款繰入金、1節一般会計繰入金、福地給食センター4,002万6,000円、名川給食センター3,908万2,000円、南部給食センター4,342万9,000円で、合計で1億2,253万7,000円となります。

3款諸収入、雑入3,000円です。

4款繰越金、1節繰越金90万円となります。

7ページをごらんください。歳出について主なものをご説明いたします。2節給料、6名分で

す。2,315万9,000円。11節需用費2,185万8,000円、主なものは燃料費、光熱水費となります。12節398万6,000円、米飯食器洗浄手数料237万6,000円が入っております。

8ページをごらんください。13節委託料4,664万9,000円、この中には給食業務請負委託料、業務委託の分ですけれども、名川給食センターの調理、配送業務委託料2,099万2,000円、福地給食センターの調理と配送業務委託料1,857万2,000円、南部給食センターの配送業務委託料、これが403万2,000円となります。19節負担金補助及び交付金506万2,000円、主に退職手当組合職員の分です。2目、9ページですけれども、給食費、これは給食の賄い材料費です。11節の需用費1億1,191万2,000円。

2款予備費90万円となります。

以上で終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。11番。

○11番（長根和夫君） 関連で給食センター整備について質問をいたします。

給食センターについては、非常に老朽化が進行しているということで、この問題は3町村合併協議以前から広域で進めたいということで、いろいろ協議をされてきたはずであります。当然合併協議会においても急を要するというので、早急に整備が必要という認識に至ったことであります。私は、新年度予算にその準備のための予算も計上されるのかなという期待を持っておりましたが、計上されておられません。いろいろ財政事情等もあることではあります、早急を要するというのでありますし、町長は総合振興計画は1年半ぐらいかけてということでありますが、その総合振興計画の中でということになれば、さらにおくれる心配もあります。その整備については町長どのようにお考えなのか、お伺いをします。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 給食センターの建設につきましては、合併協議会でも協議をされて、できるだけ早急に取り組んでいこうということで、合併協の中でも建設候補地、ここについても合併協の段階でそれぞれの教育長初め、教育関係者の方々がお集まりをいただいて、場所の選定も決まっておりました。それで、南部町としてもできるだけ早く取り組みたいということで進め



ております。18年度は建設委員会を設置しまして、19年度から本格的に取り組みたいと。そして、給食センターについては、唯一現在のところ合併特例債が活用できるということでございまして、これはもう必ず活用した方が有利でございます。7割が交付税算入されますので、町負担が実質的に3割で建設できますので。ただ、前から言っております、そのでは7割を得たから、それをまた別な方に使っていこうとなると、従来と同じ全部が持ち出し分という考えになりますので、そうならないように注意をしながら、今18年度予算措置になっておりませんが、建設委員会設置して動いて、19年度からしっかりと整備に向けて具体的に取り組めると、こういう予定でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（金沢和夫君） 11番。

○11番（長根和夫君） 福地給食センターが特にひどいのかもしれませんけれども、以前からいろんな箇所を改修しながら使ってきているわけですが、中にはいつ動かなくなっててもおかしくないというような施設設備等もあるというふうな話も伺っておりますが、その状況はどのような形、今現在どういう形になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○委員長（金沢和夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの福地給食センターという質問なのですが、今現在福地給食センターも業務は普通に行っております。それで、いろいろな部分では、どこの給食センターもそうなのですが、ボイラーとか給食センターの運搬車両とかは確かに古くなっておりますけれども、その都度修理しながら、それなりに給食は出せる範囲内で、できるだけ修理で対応するようにしております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(金沢和夫君) 議案第63号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 議案第63号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

これはチェリウスに関する予算であります。第1条になります。歳入歳出予算の総額は7,750万1,000円と定めるものであります。

7ページをお開きください。初めに、歳出の方からご説明申し上げます。1款1項1目の管理運営費の中で、7節賃金であります。2,192万8,000円を計上しておりました。臨時職員の内訳としましては、事務系が4名、調理人が2名、パートが3名という内訳になっております。次に、11節需用費であります。3,709万3,000円の内訳としましては、燃料費が主なものであります。それから、光熱水費が864万計上しております。あと修繕料が216万、次に12節の役務費2,230万、この中でクリーニング料132万を計上しております。13節委託料669万4,000円は、清掃業務510万8,000円を計上しております。次に、14節の使用料及び賃借料161万7,000円のうち清掃用具の借上料、これはダスキン社でございますけれども、95万2,000円を計上しております。

次に、6ページをごらんください。歳入になります。1目の農林漁業体験実習館使用料としまして、本年度は1,780万を計上しております。

それから、次の2款1目財産売払収入としましては4,660万を計上しております。繰入金とし

ましては、一般会計の繰入金1,300万を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番。

○12番（工藤幸子君） この実習館の事業内容、私ちょっと行ったことないものですから、中身、内容ちょっとわかりません。ですから、その事業内容と、それから利用度といいますか、それをちょっと簡潔にお知らせください。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） チェリウスは宿泊業務、それからいわゆる会議等による宴会、これが主な業務となっております。そのほかに押し花教室とかドライフラワー教室とか、体験をできるという形で、グリーンツーリズムの一翼を担っている施設ということになります。

それから、利用率、回転率というご質問でございますが、パーセンテージ等は出しておりません。ただ、利用者別のパーセントは出ております。宿泊者は、町内は5%、近隣町村は15%、八戸市からの宿泊客が10%、その他の県外等が70%という利用状況になっております。ちなみに、入り込み数は、昨年12月末日までで3万5,896名の入り込みという形になっております。利用率の方は算出しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） チェリウスにはしょっちゅう活用させていただいておりますし、四、五日前も四、五十人で行って総会をしたりしていますけれども、周辺に何か特別な実習館のようなものがあるのかなと思って、それでお聞きしました。大体様子がわかりました。ありがとうございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。25番。

○25番（川守田稔君） 先ほどの答弁で、宿泊の部屋の回転率のようなものの統計をとっていないということなわけですね。ということになりますと、余りにも宿泊施設を備えておる施設ということにとっては、非常にずさんな経営なのではないのかなと思います。1,300万の繰入金があるのですが、単純に計算すれば1日3万5,616円という営業努力が必要なわけですね。これ利用率について何年か前にも聞いたことあるのです。そうしたら、わかりませんということでした、フロントで。いまだにそうだとすることは、繰入金をさも当然のように考えておる経営なのかなということになれば、ちょっと問題なのではないのかなと、この先。そう思います。そういうことを踏まえて、ちょっとご答弁願えればよろしいのですが。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議員がご指摘した回転率にはまだ計上していないというだけでありまして、今、年度途中でございますので、率は出せないと申し上げました。12月末現在での利用客数は2,469名の宿泊客でございます。これは、チェリウス1日当たりの受け入れ人数が52名ですので、これから算出することはたやすいわけですが、4名の部屋に2名入っているといた場合は、単純に空き部屋の回転率ということになりますので、今回の予算計上には参考にしなかったとご理解いただければと思いますが。

○委員長（金沢和夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） わかりました。ですけれども、しからばどういう営業努力をふだんなさっておるのかということになるのですが、何か見えていますと一般の町内の宴会ですとか、そういった民間に対して食い込むような、民間の業務を食い荒らすような業務を町の機関がそういうふうに行っているというようなことがよく見えてくるような、これは偏見かもしれませんが、そういうふうな物の見方がおのずとされてくるのです。もっと本来のグリーンツーリズムであればグリーンツーリズムの一翼を担っているという大義名分のもとに、今とは違った営業のあり方というものも必要になってくるのだと思うのですが、現在どのような営業活動を行っているのか説明してください。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 営業努力でございますが、年に菊花繚乱とか、いろいろな宴会料理等のメニューを作成してパンフレット等で周知しているほかに、一応宿泊に関しましては、いろんな形でツアーとか月見ウォークとか、いろいろ行事を開催しまして、それでPRの周知を図っているという状態でございます。宴会につきましては、大変宴会場が部屋数が少ないということで、繁忙期には三つの団体が入るとお断りしなければならないという状況がありますので、従業員にも宴会の営業努力ということは余り強く申し上げてはおりませんでしたけれども、レストランの部分を見ますと、町外が40%を占めているという状態で、地元の同種の営業の方には余りご迷惑をかけているという認識は持っておりませんでした。

以上であります。

○委員長（金沢和夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（金沢和夫君） 36番。

○36番（伊達一夫君） 数字ではないですが、用語というのだから、7ページの特定財源の使用の使、次が財政の財、諸の諸とありますが、この内容を教えてください。

○委員長（金沢和夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） その他の財源のところですか。

○36番（伊達一夫君） ええ。数字が何のことだか。

○商工観光課長（有谷隆君） 体験実習館の使用料の1,780万の主な財源としましては、宿泊料と、それから。

○36番（伊達一夫君） いやいやいや、この漢字は、これは縦に読むのか。使というのはどういう意味。

○商工観光課長（有谷隆君） 使という漢字は1目の体験実習館の使用料の使という意味でございます。それから、財というのは、財産収入の財という意味になります。それから、諸というのは、諸収入という表記になっております。

○委員長（金沢和夫君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第64号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、議案第64号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算についてご説明をいたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,650万円と定める。

主な内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費についてでありますけれども、10節にボートピア関係者来庁時のお土産代等として町長交際費に8万5,000円、それから19節の負担金にボートピアなんぶ運営協議会負担金として10万円、それから補助金に中学生海外派遣事業補助金として1,450万5,000円、それから児童国内研修派遣事業補助金として180万円、それから28節繰出金は科目確保のために1,000円、合わせまして1,649万1,000円、これに第2款の予備費の9,000円と合わせまして、合計で1,650万円を計上してございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページの上段でございます。第1款ボートピア交付金、1項ボートピア交付金の1目環境整備協力費についてでありますけれども、ボートピアなんぶの売り上げの1%交付されるものでございまして、1,649万9,000円を見込んでございます。

それから、2款繰越金につきましては、科目確保のため1,000円計上いたしまして、合わせて1,650万円を見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番。

○12番（工藤幸子君） ボートピアの交付金につきましては、当初の交付金の配分していただいた交付金、これの交付金は、実は旧町村、南部町で最初にそういう交付金をいただいたときには、環境整備のために使ってくださいという大項目がありました。ですけれども、今状況を見てみますと、町長の交際費という項目が出ているようです。この辺の項目の調整、そういう名目のものに表明化して使ってもいいかもしれませんけれども、こういうふうに大きく出るといのもどうかと思うのですけれども、その辺中学校の海外研修とか小学校の国内研修というとか、そういう子供たちに悪影響を及ぼすのではない、実際はなっていないのですけれども、及ぼすのではないかという、そういう懸念された部分に対して、好意にそういう施策がなされたという経緯がありますので、できるだけそういう環境整備ということに重きを置いて、この内容の貸借を考えていただきたいと、こう思います。その辺ご説明をお願いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 町長交際費の件でございますけれども、まずポートピア関係者の方が年に数回やっぱり地元を訪れますので、その場合はちょっとした手土産ということで、額とすれば8万5,000円ですけれども、決算にすれば8万5,000円は使われていないのではないのかなと。これは、前年度も前々年度も計上されていますので、18年度も計上した次第でございます。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） その辺は行政の手段としていろいろあると思いますけれども、そういう経緯を少しお話しして、それに対してのご答弁をいただきましたので、できるだけそういう前提のもとということを意中に受けとめていただいて、これはやっていただければいいかなと思っています。ありがとうございました。

○委員長（金沢和夫君） 16番。

○16番（中居誠君） 中学生の海外派遣事業のところでは1,450万5,000円ありますけれども、以前の場合ですと、合併する前ですとバンクーバーとか、そういうふうな、オーストラリアですか、中学生を対象にして、全学年ですか、全学年ではない、2学年だったら2学年全員を対象にしたと思っております。それも希望者を募って、要するにどうしても行けないという都合があれば行かなかったと。そして、それに対してはもちろん個人負担もあったと思います。これで、今度合併した、今現在中学生を今度はどうのように対象として海外派遣事業としてやっていくのか、もちろんこの場合にはお金は恐らく全員というわけにはいかなくなるのではないかなと、私このように思っております。その辺のところどういうふうにしてやるのか、お願いします。

○委員長（金沢和夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 中学生の海外研修につきましては、学務の担当でございますけれども、予算計上している分についてご説明をいたします。

予算計上している分は、カナダで予算計上してございます。派遣ですけれども、南部中の2学年で、66名のうち85%の56名で予算計上してございます。

以上でございます。



○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ24億8,229万8,000円と定めるものでございます。

歳出の方から説明をいたします。12ページでございます。第1款総務費、第1項総務管理費、これは職員の人件費等を計上してございます。

第1款総務費、第2項徴税費でございます。これはこの中の第2目でございますが、納税奨励費、これを1,379万1,000円計上してございます。

次に、14ページをお開き願います。第2款1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付金でございますが、11億1,770万6,000円、これは療養給付費でございます。次、2目退職者療養給付費

でございますが、2億8,435万円を計上してございます。

次のページの第2款保険給付費、2項高額医療費でございます。一般被保険者高額療養費に1億1,752万7,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。16ページでございます。第3款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金でございます。医療費拠出金として5億42万4,000円を計上してございます。

次、第4款介護納付金でございますが、介護納付金といたしまして1億25万9,000円を計上してございます。

第5款共同事業拠出金でございます。これは高額医療拠出金でございますが、7,691万6,000円を計上してございます。主なものは以上でございます。

次に、歳出の方でございます。8ページをごらんください。歳入、第1款国民健康保険税でございますが、1目一般の国民健康保険税収入でございますが、6億9,228万7,000円を計上してございます。2目の退職者に関しましては、7,929万7,000円を計上、計7億7,158万4,000円を計上してございます。

次、3款の国庫支出金でございます。医療給付費等負担金といたしまして一般、老人、介護合わせまして6億4,943万7,000円を計上してございます。

同じく第3款2項国庫補助金でございますが、財政調整交付金といたしまして2億5,186万4,000円を計上しました。

次に、第4款療養給付費交付金でございますが、第1目は退職被保険者等療養給付費等といたしまして、2億7,897万4,000円を計上してございます。

次に、第5款県支出金でございます。県補助金、都道府県財政調整交付金といたしまして1億2,644万1,000円を計上してあります。

次に、第6款共同事業交付金でございます。第1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金3,713万8,000円を計上いたしました。

次のページ、10ページでございます。第8款繰入金でございます。他会計繰入金、一般会計繰入金から、合わせまして2億2,251万4,000円を計上してございます。以上が主なものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番。

○20番（立花寛子君） ページ数といたしましては、歳入の8ページでございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、3節医療給付費分滞納繰越分、下の4節介護納付金分滞納繰越分について質問いたします。それぞれ2005年度末までの滞納繰越分の総額を教えてください、また何世帯、何人に当たるのでしょうか。まず、この点をお伺いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 第1款1項1目3節の医療給付費分滞納繰越分ということで、どのくらいあるかということですが、これは16年度決算でのデータでございますが、3町合わせまして1億5,700万ほどございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） その下も一緒に、4節です。介護納付金滞納繰越分についてはいかがでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 介護の滞納はちょっと調べてございません。3町足した資料がちょっとございませんでしたので、申しわけございませんが、後でお知らせしたいと、そう思います。済みません。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） そうしますと、医療給費の方が主に関係課長さんがお話しになるので、そうすると4節の方はまず抜かしまして、1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、

3節についての滞納繰越分、金額をお知らせいただきたい。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 退職者の方の医療給付費につきましては、3町合わせまして130万ほどでございます。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） では、次に進みますけれども、私は事前に滞納世帯数を調べてまいりました。この金額からはわからないと思いますけれども、短期保険証をいただいている方が114世帯、資格証明書、これは一たん窓口で医療費を支払ってから手続をする世帯は69世帯、計183世帯の方がいろんな意味で普通の保険証はいただいている世帯ということがわかりました。この点についてであります、特に問題なのは、資格証明書をいただいております69世帯について、この一つ一つの世帯の中で乳幼児とか子供さんとか、そういう急に病気になったときに医療費に困って病院に行けないという世帯がおるのでしょうか、この点をお聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 立花議員の言われました乳幼児と、そのような家庭といえますか、世帯につきましては、町村それぞれ今まで審査会というものがございまして、そういうふうなものに家族がいると、病人がいる、乳幼児がいると、そういうところはこの対象にしてございませんので、発行しております。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 滞納世帯の方は、払いたくても払えないという事情もありますので、ぜひその点お酌みくださって、無理に支払うようなことはしないでいただきたいということを訴え

ておきたいと思います。

それとともに、きのう質問しました町税滞納繰越分の世帯数は432名、そして国保税の滞納世帯は183名、多分ダブっている、町県民税もお支払いできなければ必然的に国保税の方もお支払いできない世帯があると思いますので、この点についてやはり町としても何とか住民の皆さんの負担を軽減させるための方策が必要だと思いたしますが、それで町長にお伺いいたします。国保税の減免制度は、ご存じのように法定減額と申請減免があります。申請減免の根拠は地方税法にある貧困に困り生活のため公私の扶助を受けるもの、その他特別の事情があるものに限りとなっております。国保税が高くて支払いが困難になっている世帯に、申請減免の制度を認めていただく、これは個人が、国保税が高いのもう少し何とか引き下げていただきたいと、個人で交渉するための申請減免なのですけれども、これを認めていただく考えはないのか、町長にご質問いたします。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、税というのは、本来国民が納税の義務というのがまず法律で第一にうたわれているわけです。我々も、先ほども資格証明書の件でもありましたが、そういう乳幼児とか病人がいる方々、そういう方々にはまず配慮をしております。ただ、本来税というのは、平等に、公平に本来は納めなければいけないのが税なわけでございます。ただ、それぞれご事情もありますから、国の制度なり活用をしながら対応してきているわけでございますが、ここは議員にもおわかりいただきたいのは、町の職員が個別にまずお願いに行きます。そういうときに、それこそ月幾らでもまずいいですから、納められる範囲内で納めてもらえないですかと。そうではないと資格証明書、短期証明にしても、やっぱり不公平感も出てくるわけです。そういうお願いをしに行くと、家にいるのですけれども、出てこない方々とか、交渉もできない方々もたくさんおられるのです。職員は非常に、税務課の担当職員はいろいろな形で日中も行けない、夜とか、そういう中で足を運びご理解をいただいて、そしてできるだけ短期資格、資格証明書等を発行できるように努力しているわけです。そういう中で取り組んでおりますので、まず基本は納税の義務と、こういうのが国家を、まず国を支えていく基本なわけでございます。これがなければ、すべてにおいて国が成り立ちませんし、地方自治体も成り立たない。国民保険は特別会計ですから、その枠内で本来やっていかなければならない。一般繰り出しが多くなれば多くなるほど、国保はよくなっても町の予算はどんどん大変になってくる、こういう同じことを抱えて動かなけ

ればならないわけでございます。ですから、我々は国保の部分だけ考えるわけにもいかない、国保を考えて一般会計の中身も考えていかなければならないのが行政のスタイルでございますので、議員がおっしゃる気持ちは重々私ももうわかっております。今までも何回も立花議員さんと議論してきておりますので、行政でできる部分は最大限努力しながら、しかし軽減だけでもまた成り立たないという部分もご理解をいただいて、ただ本当に困っている方々については町としての対応の仕方から含め、無理のない納税の仕方、そういうのもあると思いますので、そういう部分は十分検討してまいりたいと、こう思っております。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 職員の皆さんのご努力は大変なものと思います。しかし、今国保の審議をするときに避けて通れないのは、国の国民皆保険、大変よい制度が、国保税が余りにも引き上げられているために崩壊している、そういうことが問題ではないかと思っております。しかし、町長もおっしゃったように、自治体でやる努力も行うというような発言がありましたので、その点をぜひ実行していただきたい。

ところで、これは町長が深くかかわってきた、合併についての、合併に伴っての施策ということで実施されていた点がありましたのでお聞きしたいと思います。それは、国保の財政基盤の強化ということで、市町村国保広域化等支援基金の創設が2002年度から実施されています。合併した市町村に高い保険税となるようにする制度でしたが、この制度のことをご存じだったでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 正直、済みません、わかりませんでした。勉強不足でした。ただ、合併したときに高い町村に合わせる。

○20番（立花寛子君） そうです、そうです。

○町長（工藤祐直君） それは法的に決まっているのですか、そうではないでしょうか。これは合併協で協議して決めていくものではないでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） これは国が2002年度から実施していたということを私も調べたわけであり、市町村国保広域化等支援基金、この点について関係課の方とか、税金にかかわった方、調べたことがある方は関係課の方、お話ししていただきたいと思うのですが、私の方から指摘してよろしいのでしょうか。とにかくこれ2002年ですから、合併するかしないか、そのさなかに、合併したならば高い国保税とするように指導している国の法律なのですけれども、全く気がつかなかったのでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今現在の税務担当課長と旧担当課長からも聞いたのですが、今ちょっとわからないということで、仮にあったとしてもそれ制度がもしあったのかもしれません。ただ、それぞれの町村の国保税を国が決められるわけがない、それぞれの町村、自治体で協議して決めることであって、あったかはちょっと私も確認していないのであれですが、あったとしてもそういうふうに分ければならないということではないでしょう。合併協で話し合いしてきましたし、合併協で新町において統一をしていくと、その統一の部分は具体的には合併協で数字が出てきていなかったわけです。ですから、今年1年は旧3町村の従来どおりの税率でいきますが、これは高い町村に合わせるとかではなくて、新南部町の国保税を考えたときに、加入者から考えて健全な国保税をしていくためには幾らにしていかなければならないというのを新南部町で決めていくのではないですか。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今まだこの基金のはっきりとした制度がわかられていない中での議論でありますので、ぜひこの制度のことを調べていただいてから、決算のときもありますので、そのときにはっきりした論議を交わしたいと思います。ただ、私も国保税はその議会で決める、その町で決めるということが大前提になっておりますので、国がこのように高くしなさいというような指導をしているのかどうか、その点も疑問であります、国保税の税額を決めるのは議会です

ので、この点はしっかりと心しておきたいと思います。

その点を言って質問は終わります。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。36番。

○36番（伊達一夫君） 15ページ、出産育児一時金が何人分なのか、それから葬祭費も同じく何人分計上しているのか。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 出産費につきましては30万でございますので、400人分でございます。それから、葬祭費につきましては、210人分ということで計算してございます。

○委員長（金沢和夫君） 36番。

○36番（伊達一夫君） 1人30万で400人分。3町合わせてもそういう、少し余計ではないかと思って今お聞きしましたが、まず葬祭の方は高齢者がどんどんふえていって亡くなるのは、それでも余計ではないかという気がしますが、予定は予定で、これはあれだと思いますが、ちょっと400人では多いような気がいたす次第でございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 大変申しわけございません。計算を間違えました。40人分でございます。人数のことでございますが、計算は国保加入者でございます、これ葬祭費の方も。そういうことでございます。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 住民生活課長だからお聞きします。



少子高齢化時代ですので、青年とか壮年世代が非常にこれからの時代を担っていくには今大切な世代でございますけれども、それに関して今まで3町村でほとんど実施していると思いますが、人間ドック、これはこの書の中にはもしかすれば掲載されていない。今までやっていたのを例えれば今までは利用人数が少なくなったので排除したという経緯があるのか、それとも経費が余りかかり過ぎるから、やはりこれはということなのか、その辺私は大事な部分ではないかなと思っています。働き盛りの健康維持が大変重要だと思いますので、この点をちょっとお伺いします。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 人間ドックにつきましては、共同事業というのがございまして、前は南部町さんでは実施していたものをある時期からやめているということございまして、協議の中でもそのようなことで、新しい南部町でも実施はしないということになっておったと思います。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 各種健診を密にやるという、そういう前提があっているのか、それとも項目別は別として、そういう状況は実施していくということなのか、その辺ちょっとそこは全部排除するという状況ではないのではないかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（金沢和夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 人間ドックということはございませんが、住民健診等はございまして、それは一般会計の方に計上されてございます。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 2006年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

2005年10月末現在、当町の国保加入世帯4,490世帯中短期被保険者証の発行は114世帯、一たん窓口で医療費の全額を払わなければならない資格証明書の発行は69世帯になっています。さまざまな理由で国保税を納めたくても納められない状況だと思います。その事情をよくお調べいただき、無理なことはなさないようにしていただきたい。国民の健康を守ることは国の責任です。国保への国庫負担を計画的にもとに戻させ、当町でもできる申請減免、具体的な適用基準は各市区町村が条例なり首長の権限で決められる制度の創設を要求し、反対討論といたします。

○委員長(金沢和夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(金沢和夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

(午前11時06分)

.....  
○委員長(金沢和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時18分)

.....  
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(金沢和夫君) 議案第66号、平成18年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたし

ます。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第66号、平成18年度南部町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ24億7,808万7,000円を定めるものでございます。

歳出の主なものを説明いたします。8ページをお開き願います。歳出、第1款医療費、第1項医療諸費、第1目医療給付費でございますが、24億2,646万4,000円、これが医療給付費の負担金でございます。次に、2目医療費支給費でございますが、3,995万6,000円となっております。これが主なものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。歳入でございます。6ページでございます。歳入、第1款支払基金交付金でございますが、第1目医療費交付金といたしまして12億9,075万9,000円、それから審査手数料交付金1,166万2,000円が主なもので、合わせて13億242万3,000円でございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、医療費国庫負担金といたしまして老人医療国庫負担金7億8,377万3,000円でございます。

同じく第3款県支出金の医療費県負担金でございますが、1億9,594万3,000円でございます。

第4款繰入金、一般会計繰入金は1億9,593万9,000円となっております。以上が主なものでございます。

これで説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番。

○20番（立花寛子君） 老人の医療に関する予算書として計上されておりますので、老人医療についての質問をさせていただきます。

これは町長にお答えいただきたいのでありますが、それは今年4月から70歳以上の一定額以上の所得者の負担を現行の2割から3割に引き上げる、2008年4月からは70歳から74歳の一般所得者の患者負担を現行1割から2割に引き上げる、また新たな高齢者医療制度を創設し、75歳以上を加入対象として月約6,000円の保険料を年金から天引きするなど、国民に負担を押しつける医療制度改革大綱が国会で審議されております。このまま決定されますと、住民の負担はもとより、

自治体病院の経営を守る立場としても注目せざるを得ないと思われませんが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 地方自治体としても非常に負担増になるのは、これはもうだれも同じ、好ましくないと。これは議員の皆さんも同じでしょうし、私も同じなわけです。これは国が決めて、そして動いている制度なわけでございますから、そこはもう立花議員さん重々わかってご質問しているはずでございます。我々地方自治体としてその数字を変えることはできないでしょうし、国の方針に従わざるを得ないと。そういう中でいろいろな部分については考えていくことは、これは大事だなと、こう思っております。ただ、2割から3割含めながら、国に対して町村会としてもそういうような働きかけはしているわけでございますし、これからもしていかなければなりません、立花議員さん、日本共産党でございますから、青森県内でも国会議員さんがおられます。そういう方々にも呼びかけをしていただき、我々も地域の住民が負担にならないように思っているというのは議員と全く同じでございますから、そこはご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） まず、これは国が大きく関与している問題ですので、大変な問題だと思いますが、今医療費を抑制しなければ、医療保険や国の財政が破綻するかなのような主張もありますが、日本の医療費は経済水準に比較しても決して高額ではないということを指摘しておきたいと思えます。今町長は全国町村長会でも反対しているとの発言がありまして、心強く思いますが、これからも医療制度改革大綱に反対、もしくは撤回の態度を強くおとりになるのかどうか、この点をお聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） これは、一気に南部町の町長が全国町村会に行って呼びかけると、そういう役職でもございませぬし、順番というのがあるわけですし、郡の町村会、県の町村会、そう

いう方々が、県の町村会長さんが全国の理事とかになっております。そして、全国町村会においても、9項目ほどの国に対する町村会としての働きかけもしているわけです。そういう中で、きちりと、今回郡の町村会長にも先般就任いたしましたので、そういうお話は郡の町村会においてもしてはいきたいと、こう思っております。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2006年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。

1982年、老人保健法の制度を強行し、1983年2月から老人医療費の有料化が始まりました。療養病棟に入院すると70歳以上の高齢者の食事、居住費を全額自己負担にする、70歳から74歳の患者負担は現行の1割から2割に引き上げる予定など、老人の生活を破壊しています。年寄りばかりで邪魔者扱いと怒りの声が上がっています。老人いじめの老人保健法そのものに反対しておりますことを表明し、反対討論といたします。

○委員長（金沢和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○委員長（金沢和夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第67号、平成18年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第67号、平成18年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億2,509万1,000円とするものでございます。

それでは、最初に歳出の主なものについてご説明いたしますので、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費のほかに13節委託料に被保険者管理システムと認定審査会システムの両方の保守の委託料として767万2,000円を計上してございます。合わせまして、第1款は2,815万6,000円を計上してございます。

14ページをお開きください。第3項介護認定審査会費は、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金と認定調査等費合わせまして1,380万7,000円を計上してございます。

15ページになります。第2款保険給付費は、介護認定を受けた方々の各種サービス費といたしまして、1目介護サービス等諸費に16億7,888万1,000円を初めといたしまして、合計で、次のページ、16ページでございますが、上段になります。合計で18億3,194万円を計上してございます。

次に、第4款地域支援事業費は、制度改正によりまして、従来一般会計予算に措置して実施していたものを介護保険特別会計に措置し実施することとなったため、1項介護予防事業費に840万1,000円、2項の包括的支援事業、任意事業費に321万6,000円を計上してございます。

次の第5款基金積立金は2,696万7,000円を計上してございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。第1款保険料、第1項介護保険料ですが、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収、普通徴収、滞納繰り越し合わせまして3億3,362万9,000円を計上してございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、現年度分といたしまして3億6,638万6,000円で、保険給付費の20%に相当するものでございます。

第2項国庫補助金、1目調整交付金は、現年度分といたしまして1億4,472万2,000円を計上してございます。

第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金は5億6,789万9,000円で、保険給付費の31%の

割合でございます。

第5款県支出金、第1項県負担金は2億2,899万2,000円で、保険給付費の12.5%になってございます。

10ページをお開きください。下段の第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は2億2,899万3,000円で、保険給付費の12.5%、町負担分となっております。2目その他一般会計繰入金は4,492万6,000円で、職員給与費と事務費の繰入金でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番。

○20番（立花寛子君） 今の説明いただきましたが、介護保険料見直し案の説明のとき、今も何か盛り込まれたということが説明にあったのですが、新たな地域支援策が盛り込まれたということが説明にありましたが、この点予算案のどちらに計上されているのか、ご面倒でももう一度説明していただきたい。

○委員長（金沢和夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 地域支援事業費でございますが、ページ数にいたしまして17ページでございます。第4款地域支援事業費、1目の介護予防ケアマネジメント事業と、それから2目の任意事業費でございます。1目のケアマネジメント事業費は、先ほども説明いたしましたとおり、従来は一般会計で行ってございましたが、介護予防プラン作成、あるいは高齢実態把握、そういう事業でございます。それから、地域支援事業費でございますが、16ページの下段になります。1目の介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、これも従来一般会計で実施してございましたが、内容といたしましては転倒骨折予防、それから認知症予防、それから運動指導、それから高齢者の生きがいと健康づくり等々の事業を予定してございます。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今説明していただいたところですが、従来は一般会計からやっていたけれども、介護保険の会計で行うということになれば、必然的に介護保険料の方にはね返るということでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） ご質問、そのとおりでございます。国の方から介護保険料を使って、これらの事業を行うようにという制度改正に基づいて実施するものでございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論ありませんか。20番。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2006年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

今年度から要介護認定者の増加、法改正による負担率の増加、地域支援事業の新設による給付費増加により、保険料の増額が必要になり、介護保険料が引き上げられました。長引く不況の中、景気よくなる様子も見られず、賃金の増額など望めない状況です。年金生活者の年金の引き上げがなされない中での介護保険料引き上げは生活を圧迫するだけです。当町での介護保険料、利用料の減免、免除制度の創設を訴え、反対討論といたします。

○委員長（金沢和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）



○委員長（金沢和夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ918万4,000円とするものでございます。

それでは、7ページをお開き願います。最初に、歳出からご説明申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費のほかに介護支援事業所を運営するために必要な経費といたしまして、合計で918万4,000円を計上してございます。

次に、歳出でございますが、6ページになります。第1款サービス収入、第1項介護給付費は計画費収入といたしまして918万円を計上しております。収入先は県国保連で、1件5,000円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(金沢和夫君) 議案第69号、平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長(堀合悦夫君) それでは、議案第69号、平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算についてご説明いたします。

この予算は、平成17年度決算見込みをもとに、業務の予定量及び予算額を計上しております。第2条、業務の予定量は、病床数66床、うち一般病床は26床、療養病床は40床、年間患者数、入院2万3,542.5人、前年度比182人の増、外来5万5,860人、前年度比882人の減、1日平均患者数、入院64.5人、前年度比0.5人の増、外来190人、前年度比3人の減を見込んでおります。3条、収益的収入及び支出については、収入、支出とも9億8,650万円で、前年度比925万円増の計上となっております。内訳については、19ページからの予算説明書でご説明いたします。

次のページをお開きください。第4条、資本収入及び支出については、収入1,779万円、支出は2,967万8,000円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,188万8,000円は、過年度損益勘定留保資金1,188万8,000円で補てんするものです。過年度損益勘定留保資金とは、過年度の利益、現金の支出を伴わない減価償却費などにより、企業内に留保している現金預金のことであります。

3ページの第8条、他会計からの補助金、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、1億598万円であります。この補助金は、繰出基準による一般会計からの繰入金で、前年度より1,235万円の増となっております。

19ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、病院事業収益は9億8,650万円で、前年度比925万円増を見込んでおります。うち1項の医

業収益は9億5,174万円で、前年度比517万円の増となっております。内訳として、1目入院収益は4億7,804万円で、前年度比7万3,000円の増、2目外来収益は3億5,191万8,000円で、患者数減により385万4,000円を減となっております。3目その他医業収益は1億2,178万2,000円で、住民健診等の公衆衛生活動収益と救急医療に伴う一般会計負担金増等により、前年度比891万5,000円増の計上となっております。

次のページをお開きください。2項の医業外収益は3,476万円で、前年度比408万円の増を見込んでおります。主なものは、企業債利息と高度医療に要する経費として、一般会計から繰り入れしてもらった2目の他会計負担金増によるものであります。

次に、支出についてご説明いたします。21ページになります。病院事業収益も9億8,650万円で、前年度比925万円の増を見込んでおります。うち1項の医業外費用は9億6,547万4,000円で、1,076万7,000円の増となっております。内訳として、1目の給与費は医師給から次のページの法定福利費まで、合わせて6億2,385万3,000円で、前年度比923万7,000円の増となっております。2目の材料費は、薬品費から医療消耗備品費まで、合わせて1億4,610万円で、400万円の増となっております。3目の経費は、厚生福利費から25ページの雑費まで、合わせて1億5,614万円で、415万7,000円の増となっております。4目の減価償却費は、建物減価償却費から器械備品減価償却費まで、合わせて3,278万1,000円で、対前年度比102万7,000円の減となっております。次に、5目の資産減耗費は、棚卸資産減耗費と固定資産除却費合わせて120万円、前年度比200万円の減となっておりますが、これは固定資産除却費減によるものであります。

次のページをお開きください。6目の研究研修費は図書費から研究雑費まで、合わせて540万円で、前年度と同額の計上となっております。2目の医業外費用は、1目の支払利息及び企業債取り扱い諸費から4目の雑損失まで、合わせて1,752万6,000円で、前年度比51万7,000円の減となっております。

次ページ、3項の特別損失は、過年度分診療報酬査定等による過年度損益修正損として、前年度比150万円減の50万円を計上しております。

4項の予備費には、前年度比50万円増の300万円を計上しております。

次ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、資本的収入は企業債償還元金の一部として、繰入基準により一般会計からの繰入金、他会計出資金として1,779万円を計上しております。支出についてご説明いたします。資本的支出は、企業債償還元金として2,967万8,000円を計上しております。先ほどご説明いたしました資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,188万8,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんす

るものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番。

○12番（工藤幸子君） ベッド数が66あって、利用者数は入院の方が多くて外来が減少傾向ということでございますけれども、ベッドを利用している人の平均継続ベッド利用の日数はどのくらいなのか1点。

それから、建物に対して減価償却累計額がおおよそ建物の金額の半分という状態ですけれども、何年この建物建っているのか、その辺二つお願いします。

○委員長（金沢和夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） お答えいたします。

在院日数ということなのですが、名川病院は一般病床20床と療養病床40床ということで、一般病床については平均在院人数は大体25日ぐらいだと思います。療養病床については特にやはりいつまでにとこの規定はありませんから、必然的に長期、患者さん層もそういう方々が入院されていますから、在院日数ということであれば長期間になります。

あと減価償却費ということなのですが、減価償却費については、建物については償却期間が40年ぐらいと。名川病院の建物の本体、古いところは昭和43年の建設であります。以降増改築ということで現在に至っております。あと減価償却の中において医療機器、それも購入しているわけなのですが、医療機器の減価償却期間は大体6年ということで、6,000万の医療機器を購入すれば6年間の減価償却ということになりますから、毎年1,000万ずつ6年間ということになっております。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 普通、減価償却というよりも、建物の建て直しは20年以降を考えられるのですけれども、4年とおっしゃいましたけれども、そうするとかなり老朽化するとか古くなっ

ているとか、私は外観からしか見ていませんのでわかりませんが、どういう状況の建物でしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） ご指摘のとおり、非常にやはり建物を建ててから年数が経過しておりますので、屋根等からの一部箇所についての漏水と。あと壁等についてもクラックが入っているということで、建て直しの時期に至っているという現状にあります。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 利用者の数もそんなに少なくはないと思いますけれども、ただ66床となると、例えば日赤でも、それから市民病院でも、三百幾らのベッド数というそういう状況の中で、地域的にはそのくらいでも妥当かなとは思いますが、ただこれからはいろいろ道路構造も違ってきますし、私がさっきたまに外壁しか見たことありませんと言わせてもらいましたけれども、場所的に存在感がなくて、もしかすればもう少し明るい国道寄りにでも出れば、もっともっとみんなが利用拡大していくのではないかなと、そういう状況でちょっと模索してみました、状況を。ですから、今後の課題だとは思いますが、40年して老朽化ということなので、その辺も今から考え合わせた方がよろしいのではないかと、こう思います。

以上です。

○委員長（金沢和夫君） 36番。

○36番（伊達一夫君） 26ページの謝金でございますが、150万盛っておりますが、これは皆さん方が勉強するために講師を呼んでの講演会なのだと思いますが、大体1回幾らぐらいの謝金出しているのか。それから、年何回ぐらいやっているのか。

それから、先ほど12番議員が言っておりましたが、町長からお聞きしますが、病院の建て直しの計画、何年ぐらい先に持っているのか、ひとつお聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） この謝金150万円なのですが、講演会等講師謝金ということで計上しておるのですが、昨年度については院内の接遇研修ということで、1回ほど開催しました。そのときの謝礼としては7万5,000円ぐらいの支払いだったと記憶しております。あとは、特別、大学の医師等の講演があればということで計上しております。よろしいでしょうか。

○委員長（金沢和夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 名川病院の建て直し計画でございますが、これについては旧名川町時代に3年ほど前から計画をまず進めておりました。どういう形で建て直し、建てかえをしていけばいいかということで、当時は名川病院、私就任した当時は1億2,000万ほどの単年度の赤字経営でございました。そこで、これは建物もそうですが、病院経営自体の立て直しをしなければ、数年後にこれは数億の赤字を抱えてしまうということで、名川病院運営審議会という委員会をつくりまして、そこからまず立て直しを図ったわけですが、もう4年前からになりますから、3年前ですか、1億2,000万の単年度赤字経営から約5,000万から6,000万の黒字経営に変えたわけでございます。その大きな要因は、今までベッド数が一般病床66床でございました。それに伴って、いわゆる医師、看護師等を配置しなければならない、いわゆる人件費がかなり多くを占めていたわけです。たまたま医師がやめられるということで、医師の確保を探しもしたわけですが、正直なかなか医師は見つからないという現状でございます。ならば、現在いる医師でやれる体制に持っていきましょうということで40床を療養型に変えた、そして余剰の看護師は役場の職員の採用をしないで、補充分を保健課の方に看護師を回して人件費を抑えたということが大きな要因と、当然院長初めスタッフの努力によってだと思っております。そこで、先ほど中核病院的な、工藤幸子議員さんからもありましたが、300床、大きな規模にすれば必ず赤字になります。これは私はもう絶対やるべきではない。地域に合った分の医療は確保していかなければ、経営的に今三戸病院さん、五戸病院さんはもう病院が火の車の状態でございます。そうならないように、現在の規模でしっかりとまず確保しながら、経営もしっかり健全経営をできるような規模、そして包括ケア、いわゆる保健、医療、福祉、ここの中心となる病院にしていかなければならないだろうと、今後の対応、患者さん含め、地域住民の方々に対することに対応していくには、病院が中心となって福祉、そうした保健活動、ここを一体化していく包括ケア的な整備にしていかなければならないと、こう思っております。そこで、昭和43年に建てた部分はもう非常に古いです。一部建て

かえをしているわけですが、三、四年ぐらい先に具体化になるだろうと思っておりますが、そのためにもう一回病院建設計画の方々にいろいろな意見を賜らなければならないなど。と申しますのは、旧名川町時代にはもう構想ができております。そういう基本的がしっかりと。このぐらいと、分厚い計画書のもとで当時の策定委員の方々、国保の委員も入りました、専門の医師も入り、そして2年ほどかけて作成した計画あるわけでございます。その内容をぜひ今度は新南部町の議員さんの皆様にもご理解をいただいかなければならない、そしてまた予算の確保もしなければならぬ、どういうふうに確保して、どういう事業を持ってきて幾ら補助事業を使えるのか、その計画をしっかり立てていかなければならないと思っております。ただ、具体的に建設に入るとなると、やはり3年、4年先にならざるを得ない、そう考えております。ここについてはまた具体的に進捗状況によりながら、当然議員の皆様にもご理解をいただいで進めなければならない大きな事業でございますので、大体そういうまず予定で進めていくことになるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食ため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時07分）

○委員長（金沢和夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第70号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第70号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計でございます。これは南部地区の公共下水道事業でございます。事業年度は平成17年度から平成32年度まで15年計画でございます。およそ全体事業費は71億円、概算で持っております。供用開始なのですけれども、一部供用開始として平成22年度を予定しております。処理区域なのですけれども、旧南部町の295.8ヘクタールのうちの一部区域を除いた251ヘクタールについて事業を実施いたします。平成18年度なのですけれども、幹線の管路工を予定しております。

それでは、詳細に説明してまいりたいと思います。1条でございます。歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ6,492万8,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。1款国庫支出金です。これは対象事業費の2分の1、2,500万円を盛っております。

2款繰入金です。これは一般会計からの繰入金1,742万7,000円を盛っております。

3款町債でございます。これは対象事業費から補助残を引いたものの9割を充当してございます。2,250万円でございます。あと繰入金として1,000円、名目計上してございます。

次のページをお願いいたします。歳出になります。2節から12節まで一般管理費と職員2名分の給料等を盛っております。工事請負費ですけれども、先ほど説明したとおり、下水道管の管渠の工事として、幹線区間約400メートルの工事請負費を盛っております。13節委託料はその工事に対する工事監理業務委託料でございます。あとは負担金等は、退職手当組合、全国町村下水道推進協議会の負担金でございます。補償費として立ち木等とございますけれども、水道等も入ります。水道の移設費等を盛っております。

あと2款の公債費でございます。下水道の場合も元金は3年据え置きになりますので、まだ元金に対しての償還は発生しておりませんので、償還の利子を計上してございます。それから、予備費として9万5,000円を計上してございます。



以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第71号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第71号、平成18年度南部町農業集落排水事業の特別会計予算でございます。これも最初でございますので、事業内容、若干説明したいと思います。これは、今までつくりました集落排水の一般管理費、それから現在行っております福田地区の集落排水事業、それから上名久井地区の集落排水事業の特別予算でございます。福田地区におきましては、平成14年度から平成19年度までの計画でございます。供用開始が20年を予定してございます。それから、上名久井地区でございますけれども、平成15年から20年までの計画、平成19年の4月を供用開始に予定してございます。今年度の予算内容でございますけれども、福田地区について

は管路工、それからマンホールポンプ、それから処理場のそれぞれの工事を予定してございます。それから、上名久井地区でございませけれども、やはり管の埋設、これは補助分の3,000メートル、それから補助対象外である単独分が1,500メートル、あとマンホールポンプが10メートル、処理場の一部計画というようなことで予定してございます。

それでは、内容に入らせていただきます。1条でございませ。歳入歳出予算の総額それぞれ1億1,530万3,000円を定めるものでございませ。

8ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金でございませ。これ農業集落排水受益者分担金ということで、名川地区からいただいております。1戸につき12万円をいただいております。

それから、2款の使用料及び手数料でございませ。これは名川、福地とも同じなのですけれども、水道料金を基本としまして、50%を使用料としていただいております。

それから、2款の使用料及び手数料でございませ。これは工事検査手数料として、接続したときの検査手数料、1回につき1,000円でございませ。それから、督促手数料ということで、これも1,000円を名目計上してございませ。

それから、3款でございませ。県の支出金、これも補助対象事業費の50%を盛ってございませ。

それから、繰入金ですけれども、一般会計予算からの繰入金1億9,688万4,000円を繰入金として計上してございませ。

あと雑入は1,000円、名目計上してございませ。

町債については、農業集落排水事業債ということで計上してございませ。4億6,020万円計上してございませ。

繰越金も名目計上でございませ。

歳出、お願いいたします。めくって10ページになります。これも一般管理費と、それから建設工事費、それから1款は普通の総務費の管理費となります。使用料なのですけれども、これは会場借上料、これは財産区等の管理の施設の借上料でございませ。それから、通常の負担金、それから管理費の需用費、役務費、それから各苦米地、片岸の委託料ということでございませ。委託料の内容でございませけれども、電算処理、それから収納事務については企業団に委託しております。それから、CADとありますけれども、これはキャドと申しまして、接続した図面をキャド化して図面化する委託でございませ。それから、工事請負費として、マンホール高が、どうしても道路が壊れたりなんかして調整しなければならないところがございませるので、この経費を計上してございませ。あと過誤納還付金として3万円計上してございませ。

あと建設費になります。これは先ほど説明したように、上名久井と福田の建設費でございます。これも給料2名分、職員の管理費等事務費、それから委託料については処理施設の管理業務、それから施設の積算業務、先ほど言いました福田と上名久井について計上してございます。上の方の二つが福田地区、下が上名久井の委託料になります。22節の補償補てんなのですけれども、これは水道管の移設ということで、企業団に対する補償でございます。

12ページをお願いいたします。これは先ほどありましたけれども、元金の方の償還でございます。それから、利子の償還、下に利子、それから一時借入金となっております。利子は償還の利子なのですけれども、一時借入金というの、これは前払い金と、それから補助金が入るまでにお金が足りなくなるときがございますので、そのときの一時借入金として156万2,000円を計上してあるものです。

それでは、済みません、4ページにお戻りいただけますか。4ページの第2表をお開きください。継続費について若干ご説明申し上げます。これは上名久井地区の処理場の建設なのですけれども、平成17年度から処理施設建設に着工しておりますけれども、標準工期として14カ月必要でございました。そのため2カ年を有しますので、年度内でできればと、出来高払いを実施するために継続費を計上したものでございます。内容でございますけれども、処理施設の土木建築工事、それから電気設備工事、それから機械設備工事と三つに分けて発注してございます。土木建築については、松本工務店と助川建設の特定建設工事の共同体でございます。それから、電気設備工事ですけれども、株式会社溝口電気でございます。それから、機械設備については、株式会社フジタ、これは東北支店の方で契約ということでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わりにします。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(金沢和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(金沢和夫君) 議案第72号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) 議案第72号でございます。平成18年度南部町簡易水道事業特別会計でございます。これも若干説明申し上げます。

これは、旧南部町の二又地区の簡易水道事業でございます。事業年度が平成5年度から平成7年度まで、前の事業名で農業農村整備モデル事業という事業で実施したものでございます。供用開始が平成8年の1月からになってございます。給水計画人口、それから戸数なのですが、区域内人口81人、それから給水戸数が20戸となっております。

それでは、中身に入らせていただきます。第1条です。歳入歳出予算の総額それぞれ400万7,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。1款水道使用料でございます。水道使用料は、これは先ほど言いましたように、20戸の水道使用料を計上してございます。繰入金は一般会計からの繰入金359万4,000円を計上してございます。繰越金として、名目計上1,000円を計上してございます。

それでは、次ページ、7ページの歳出について説明いたします。一般管理費でございます。需用費として消耗品、光熱水費、修繕料を計上してございます。この光熱水費は排水施設の光熱費でございます。あと同じく修繕料等は壊れたときの修繕料でございます。役務費については、排水施設にコンピューターつけておまして、それがN T Tの施設を通してパソコンに情報が入力になります。N T Tに支払う通信運搬費になります。それから、13節の委託料でございます。これは水質検査委託料、それから水道の検針委託料。検針委託料については組合長に委託してござ

います。あと14節の使用料及び賃借料なのですが、これは賃借料を計上してございますけれども、これクリプトスポリジウムという、一時平塚等で食中毒で話題になりましたけれども、原生虫の対策事業でございます。この原虫は通常の消毒方法、塩素消毒では効かないということで、何か60万倍の耐性があるということですので、これをろ過する方式の機械をリースするということでございます。

なお、これから検討しまして、契約等見積もりとりまして、債務負担行為を見たいと思っております。

以上ですけれども、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

.....  
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第73号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第73号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

第1条の予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ30億4,500万円と定めるものでございます。これは、平成17年度の当初予算に比較しまして、率にして約6.8%、金額で2億2,500万円減額になってございます。減額になった理由でございます。ナガイモと一部の農産物に価格の低迷が見込まれているため、減額となったものでございます。

それでは、歳入歳出の主な概要についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。歳入の事業勘定、1目の受託販売金額28億円でございます。これは、前年度に比べまして、先ほど言いました理由でおよそ2億円減額になってございます。

続いて、業務勘定の使用料でございます。これは市場施設について、条例で定めております金額で買い受け人等に貸しております。その使用料をいただくものでございます。1項の中卸売場の使用料でございますけれども、ここは市場ではマーケットがございます。17棟全部で建っていますけれども、それらの使用料をいただくものでございます。

次の業務勘定、手数料でございますけれども、これは農家の皆さんから出していただきました受託販売の手数料でございます。率にして7%いただいております。ただ、一部下りのものも扱っております、これらは5%いただいております。

次に、一つ飛びまして、業務勘定の2項繰入金でございます。他会計からの繰入金、一般会計からの繰入金でございますけれども、3,500万円を見込んでございます。

それから、次の3項の諸収入でございます。雑入のところに中卸売り場等の電気料ほか自動販売機の電気料等が主な内容でございますが、これらを合わせまして175万円を見込んでございます。

次の4項の繰越金でございます。これは、17年度からの繰り越しの予定でございまして、現在は243万9,000円ほどを見込んでございます。これは、前年度の当初では4,800万円ほどありましたので、18年度の繰越金は大変少なくなっているという見込みが立ってございます。

次の8ページをお願いいたします。事業勘定の受託費でございます。これは、農家の皆さんに支払われるお金、28億円でございます。

次の業務勘定の市場管理費に入ります。1目の市場運営審議会費でございますけれども、これは市場における公正かつ効率的な売買取引の確保などのために、審議会の諮問機関として設けておりまして、年2回開催する予定でございます。委員の数は20名の方をお願いしてございます。2目の一般管理費でございますけれども、ここはほとんどが人件費、それから市場の管理運営に

充てる経費でございます。まず、人件費の方でございますけれども、正職員が現在13名働いております。それから、7節の賃金1,596万円でございますけれども、臨時職員11名をお願いしております。

仕事の内容をちょっとご紹介したいと思います。市場では朝5時から荷物の受け付け、荷受けを行います。大体競りが始まるまでの時間、朝受け付けします。それから、夕方3時から夜の10時まで受け付けを行っています。その間に農家の皆さんが搬入するということになります。そういった荷受けの作業、それから一般事務、それから業務作業員、それから営業員等の臨時職員をお願いしております。

8節の報償費1,852万8,000円でございますけれども、その中の奨励金について説明したいと思います。奨励金は二つございます。一つは、農家の方々が出荷して、団体を通して出荷した場合の団体奨励金というものがございます。それはこの算定のもとですけれども、28億円のうちおよそ6割ぐらいの方が団体を通して出荷されていると。その出荷したものの1,000分の3を団体奨励金として各団体に交付しております。その額がおよそ540万円ほど見込んでございます。それから、もう一つは、農産物を買っていただきました買い受け人の方々にも奨励金を出してございます。これは、買った日から5日以内に清算をしていただいた場合に奨励金を出してございます。これをするによりまして、買い受け人の方々が滞納といいますか、そういうことがなく、早期にお金を払ってくれるという、5日という期限を設けてございます。28億円の95%ぐらいの方がそれで納めてくれると、ほとんどの方が銀行の引き落としによって納めていただいているという状況でございます。その場合は、1,000分の4という奨励金を計算してございます。それから、次のあたりは管理費ですので、ちょっと飛びまして、10節の交際費でございます。23万5,000円ほどを見込んでございます。10節の交際費です。ここは先ほど言いました市場の売り上げの根幹をなしていますそれぞれの団体、今市場に登録していただいている団体、およそ130団体ございます。その方々にいろんな情報、市場の方からも教えたいものがありますし、また生産者の方々からもいろんなご意見等をお聞きして、効率のよい市場の運営に努めていきたいということで、総会などに呼ばれるわけですが、なるべくそれに参加するようにしたいということで交際費をもらってございます。それから、13節の委託料のところでは警備費がございまして、271万3,000円ですが、大切な農産物を預かって、夜の10時まで受け付けして、次の朝競りまでだれもいなくなるというのは大変危険がありますので、警備をお願いしております。そういったものに使われるものでございます。それから、14節の使用料及び賃借料のところでは、2段目のところに土地借上料84万円というものがございまして、市場の用地の中で、個人の方から借り上げしている土地がござい

す。その使用料84万円払ってございます。それから、一つ飛んで、下に事務機器借上料というのがございますが、これはコンピューターなんかの借り入れの分でございます。それから、19節負担金補助及び交付金の中で、職員の部分は除きまして、いろんな団体がございまして、それらの8団体ございますけれども、それらに対する負担金、補助金等合わせて79万9,000円ほど支出する予定になっております。

それから、10ページをお願いします。27節の公課費の中で、583万2,000円予算計上してございますけれども、このほとんどが皆さんから預かっております消費税をお支払いするためのものがございます。

次に、業務勘定、1項の公債費の説明に入ります。平成17年度で元利合計で7,150万円の償還がございました。元利合計の額でございます。これから15%ほど18年度は下がりますして、6,065万6,000円の元利償還を予定してございます。

それから、予備費の関係でございますけれども、316万7,000円予算計上してございます。これは歳入歳出の整合性を合わせるものがございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。14番。

○14番（内村貞子君） ただいまの説明で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億4,500万円とありますが、過去10年間の歳入歳出の予算総額の変動はどのようでありましたでしょうか。あわせてその理由もお伺いいたします。

○委員長（金沢和夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 過去10年間の市場の予算、売上額を含めてだと思えます。お答えいたしたいと思えます。

総額何十何億程度までお答えしたいと思えますが、ご了承お願いいたします。平成7年度でございますけれども、39億円ほどでした。平成8年度40億程度です。それから、平成9年度33億円です。それから、平成10年度42億円になってございます。それから、平成11年度37億程度です。それから、平成12年度ですが、33億です。それから、平成13年度ですが、27億円程度です。それ



から、平成14年度は27億円程度です。それから、平成15年度は34億円程度になります。それから、平成16年度は36億円程度でございました。ちなみに、平成17年度は、この間も話ししましたが、25億6,000万円程度になるのかなという見込みを立ててございます。それで、先ほどその理由とおっしゃいましたけれども、売上額の増減といいますのはどうしても天候、あるいは価格、相場、そういったもの、それから農家の皆さんが自前で販売するいろんな販売先を持っています。それらの価格との整合性がありますので、一概には言えないと思いますけれども。

以上で説明を終わります。

○委員長（金沢和夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第74号、平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第74号、平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明します。

この予算は、企業誘致にかかわるものであります。現在3区画、5万7,717平方メートルを保有するものであります。第1条から、歳入歳出予算の総額は63万1,000円と定めるものであります。

7ページをお開きください。初めに、歳出からご説明申し上げます。一般管理費としまして、旅費に23万6,000円、需用費に31万1,000円を計上しております。

次に、6ページになります。歳入からご説明します。一般会計からの繰入金62万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

.....  
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第75号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（相馬紘司君） 議案第75号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計の予算の説明をいたします。

説明につきましては、旧南部町の当初予算と比較しながら説明させていただきます。予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,600万と定めるものであります。前年比ゼロでありまして、3億8,600万と同額であります。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きいただきます。1款サービス収入、1目施設介護サービス費、1節の施設介護サービス費2億4,960万でございますけれども、長期入所、短期入所、通所利用、それをもとにしまして計上してございます。前年比1,422万2,000円、5.4%の減であります。この大きな要因といたしまして、国の定める報酬額の引き下げによるものです。

2款1項1目負担金、1節の入所利用料、それから通所利用料でございますけれども、これも同じく介護サービス費に連動する個人負担でございます。前年比2,341万円、51.5%の増額でありますけれども、この大きな増額の要因といたしまして、昨年10月に改正いたしました介護保険制度に基づく食費、居住費の増額によるものです。

3款1項1目使用料の2節の施設使用料でございます。これは隣接の病院と共同使用しております施設の利用料及び用地を貸し付けしている使用料でございます。前年比12万8,000円、3.1%の減になっておりますけれども、これは先ほど申し上げましたエレベーター浄化槽等の機械施設設備の委託料の減額によりまして、隣からいただく分担金の減というものであります。

それから、3款2項1目手数料の1節手数料でございます。これは入所、通所者の床屋代でございます。前年比36万5,000円、35.2%の減になっておりますけれども、この要因は消費税を雑入に組み入れたことと床屋代の回数の低下が見込まれております。

それから、4款1項の1目一般会計繰入金でございますが、6,200万、対前年からいきますと400万減額になっております。率にして6.1%、これは支出の減額によるものでございます。

5款諸収入、1項2目雑入でございます。これは、先ほど言いました床屋代にかかわる消費税の減によるものでございます。

6款の繰入金ですけれども、73万2,000円、前年比465万2,000円、86.4%の減になっております。この要因は、収入の低迷に加えまして、利用している入所者の重度化によりまして、支出の増加で、不用額が生じない状況でありまして、18年度への大きな繰り越しは見込めないという現状になっております。

それでは、8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。大きなものを説明させていただきます。1節の報酬1,680万、これは施設長兼務の

医師の報酬でございます。前年比240万、12.5%減額になっておりますけれども、この要因は昨年11月に医師の交代に伴いまして、その医師の経験及び経験年数に応じて額を引き下げております。ちなみに、160万から140万円、20万を減額しております。月額でございます。それから、給料8,235万5,000円、これは正職員24名分の給料でございます。それから、大きなものとしましては、共済費です。これは主に共済組合負担金でございます。7節の賃金2,905万5,000円、これは19名分の臨時職員の賃金でございます。前年比80万減、率にして2.7%の減額になっております。それから、委託料でございます。1,730万9,000円、主なものとしましては、説明欄にありますとおり、清掃業務、月額57万2,000円程度の減額になってございます。それから、暖房、給湯業務822万、月額68万5,000円程度の積み上げになってございます。次に、14節の使用料及び賃借料の1,924万、これは共同施設使用料といたしまして掲げてございますけれども、隣接の病院との共同使用にかかわる支払い分でございます。次に、19節負担金補助及び交付金1,810万4,000、退職手当組合1,778万9,000円、これは職員の組合に支払うお金でございます。

次に、9ページの2目の療養費でございます。需用費1,570万8,000円、消耗品589万6,000円でございます。これは、おむつ代、それから洗剤、その他もろもろのお金、結構かかります。

10ページをお開きいただきます。13節の委託料3,951万3,000円、給食業務です。毎日入所者が食しております食事の請負として委託代金を支払っております。

2款公債費、元金でございます。元金、そして2目の利子、元利償還で毎年双方6,236万円を支払っております。ちなみに、平成32年まで毎年6,236万7,000円支払っていくこととなります。

以上、簡単ですけれども、説明といたします。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番。

○12番（工藤幸子君） 8ページ、歳出です。ここに医師の報酬がありますが、18年度は12.5%減ということで、これは経験年数によって差異が出てくるということですが、経験豊富な、例えば高齢者だとこの12.5%、高く、今新進気鋭な年齢だとももちろん経験年数も少ないわけですが、そうした場合に例えば安いからもうやめたというようなことはないでしょうけれども、でもある程度基準を決めないと、例えば後継者と交代する場合でも、なかなか医師を確保するということが難しいかなという経緯がたくさんありましたので、この辺の基準を定めるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（金沢和夫君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（相馬紘司君） その件につきましては、採用に当たりましてこの報酬額を引き下げた基準というものは、名川の医師の給料表に準じまして、それをベースにしていろいろな年齢、経験、その他を勘案して決めたものです。ですので、漠然としたただ経験とかの年数で決めたものではございません。それなりに、先ほど申し上げました医師の給料表とその他諸手当、いろんなものを勘案して定めたものでございますので、うちの方としては140万は妥当な報酬額と思っておりますし、今後議員がおっしゃるとおり、医師確保、これが将来ここに施設長として医師としていただけるような、満足いくものとして私どもは考えております。

以上でございます。

○委員長（金沢和夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 了承しました。ありがとうございます。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号から第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） お諮りいたします。

この際、議案第76号から議案第79号を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算、議案第77号、平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算、議案第78号、平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算、議案第79号、平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算、以上議案4件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第76号、平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ359万7,000円とするものでございます。

6ページ、お願いします。歳入から主なものについて説明いたします。1目造林事業費補助金でございますが、これは杉を植林するのに伴っての県の補助金でございます。

2款財産収入、これは南部町に22町歩、22ヘクタールを貸付けするものでございます。

それから、4款繰越金81万5,000円でございますが、これは17年度からの繰り越しであります。

歳出でございますが、報酬40万でございますが、委員報酬4人分でございます。それから、18節の備品購入費ですが、30万円を計上しておりますが、これはごみ箱4個分の備品でございます。2目財産管理費でございますけれども、12節役務費に20万円計上しておりますが、これは森林火災保険料でございます。14節の使用料及び賃借料30万ですが、これは雪を片づけるものの経費でございます。

8ページ、お願いいたします。2款の財産費でございますが、15工事請負費に60万円計上しておりますけれども、これは間伐や刈り払いの工事費でございます。予備費に50万円計上しております。

引き続きまして、議案第77号、平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出に319万7,000円を計上しております。

6ページ、お願いいたします。1款県支出金の1目造林費県補助金でございますけれども、これも先ほどと同じように、杉を植林するのに伴っての県の補助金でございます。

2款財産収入でございますが、これは山林2.5ヘクタールを売り払うものでございます。

それから、4款繰越金49万4,000円、これは前年度からの繰り越しでございます。

歳出でございますが、一般管理費40万ですが、これも委員報酬4人分でございます。2目の財産管理費でございますけれども、これは14節の使用料及び賃借料ですが、これも先ほどと同じように、雪を片づけるものでございます。

次のページ、お願いいたします。2款財産費、1目造林費でございますが、15節工事請負費に50万計上しておりますが、これも間伐など刈り払いの工事費でございます。予備費に20万円計上しております。

引き続きまして、議案第78号、平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出に659万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。1款県支出金、1目造林の県補助金でございますけれども、これはヒバを8ヘクタール植林するのに伴っての60万円の県の補助金でございます。

2款財産収入、これは南部町に10ヘクタール貸付けをするものでございます。

3款繰越金394万5,000円、これは前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。一般管理費、報酬50万円ですが、これは委員5人分の報酬でございます。2目財産管理費、需用費156万円のうち修繕料に110万円計上しておりますが、これは集会所を修理するものでございます。

それから、8ページをお願いいたします。18備品購入費に15万円を計上しておりますが、これは草刈り機を購入するものでございます。

2款財産費、1造林費でございますが、15節工事請負費に150万計上しておりますけれども、これも間伐など刈り払いの工事のものでございます。

引き続きまして、議案第79号、平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出に811万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。1款県支出金、1目造林費県補助金でございますけれども、これも先ほどと同じように、杉を植林するものでございまして、面積は14ヘクタールでございます。

4款繰越金493万8,000円ですが、これは前年度からの繰り越しでございます。

歳出ですが、一般管理費70万計上しておりますけれども、報酬70万円でございますが、これは委員7人分の報酬でございます。

それから、財産管理費でございますけれども、役務費、森林火災保険料に10万円計上しております。

次のページ、お開き願います。14節使用料及び賃借料20万円ですが、これも先ほどと同じように、雪を片づけるものでございます。それから、15工事請負費に20万円ですが、これは集会所の隣を整地するものでございます。18節備品購入費でございますが、これは25万円計上しておりますが、一般備品として草刈り機を購入するものでございます。

それから、2款財産費、1目造林費ですが、15節の工事請負費に255万計上しておりますが、これも先ほどと同じように、後の工事に間伐、刈り払いの工事のためでございます。それから、28繰出金ですが、43万3,000円繰り出ししておりますが、これは公有林整備事業債の返済でございます。

3款予備費80万円を計上しております。

以上、4件を説明して終了いたします。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。36番。

○36番（伊達一夫君） 財産区のことについて初めて聞きますが、ちょっとこの中で町に貸付けておる土地、これは町で借りてどのようなものに使っているのか。各財産区より何カ所か借りているらしいのですが、その借り賃が200万とか250万と、こうありますが、何に利用しているのか、ひとつお聞きいたします。

○委員長（金沢和夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） そうすれば、四つの財産区があるわけですけども。

○36番（伊達一夫君） 貸していたところ。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） これはチェリリン村の方に貸しております。



○36番（伊達一夫君） チェリウスの方な。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 観光施設です。

○36番（伊達一夫君） 全部。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） そうです。1平米11円から45円とまちまちになっておりますけれども、場所場所によって11円もあれば45円もあると、そういうことでございます。一番多いのは14字財産区の22町歩でございます。

○委員長（金沢和夫君） 36番。

○36番（伊達一夫君） 大体わかりましたが、こういうの借りてまず町の活性化のためにやっているのだということですが、本当に借り賃も高いなと、こう思っておりますので、有効に、また効率上げるようなひとつ対策をお願いして、終わります。

○委員長（金沢和夫君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（金沢和夫君） 議案第80号、平成18年度南部町大平財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 議案第80号、平成18年度南部町大平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ109万1,000円と定めてございます。

6ページをごらんください。この財産区でございますが、旧福地村にあります。1款の財産収入でございます。財産の貸付収入でございますが、これは町に対して土地を貸しているものでございます。ごみ投棄場所として4,830平米を貸してございます。

1款の財産収入、2款の諸収入でございますが、これは名目計上でございます。

3款の繰越金でございますが、これは前年度からの繰越金72万9,000円を見込んでございます。

それでは、歳出に入ります。次のページでございます。歳出でございますが、1款の管理会費でございます。委員7名ございまして、年2回開催する予定でございますので、それらに伴う報酬、食糧費等を計上してございます。

2款の農林水産業費でございます。これは、現地調査2回分を報酬に計上してございます。また、12節の役務費でございますが、造林部に対して森林国営保険料を見込んでございます。13の委託料でございますが、これは1万平米、1ヘクタールですが、間伐の作業を八戸森林組合に委託する予定でございます。

なお、予備費には65万2,000円を計上し、歳入歳出調整してございます。

以上で終わります。

○委員長（金沢和夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（金沢和夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○委員長（金沢和夫君） 以上で本委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。  
閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。3月9日に付託をされました平成18年度各会計予算を委員各位には終始熱心にご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、町長初め各課長には、審議の円滑な運営にご協力をいただいたことに対しまして、ここに改めて御礼を申し上げます。本日の委員会をもちまして本委員会の日程を全部終了したわけですが、その間ふなれな私に対しましてお与えいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々ご迷惑をおかけしたことにつきましては、深くおわびを申し上げます。まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

これをもって予算特別委員会を閉会をいたします。ご苦労さまでございました。

（午後2時08分）



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長 金沢 和夫